

訴 状

2017（平成29）年3月6日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄

同 板 井 優

同 高 橋 謙 一

同 魚 住 昭 三

同 平 山 博 久

同 緒 方 剛

同 毛 利 倫

同 田 籠 亮 博

同 八 木 大 和

同 鍋 島 典 子

同 中 川 拓

同 井 上 恵 梨

原告の表示 別紙原告目録記載のとおり

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前 BLDG.4階

黒崎合同法律事務所（送達場所）

電 話 093-642-2868番

FAX 093-642-2856番

原告ら訴訟代理人 弁護士 平 山 博 久

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

被告 長崎県

上記代表者知事 中村法道

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

被告 佐世保市

上記代表者知事 朝長則男

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

訴額 160万円

印紙代 1万3000円

郵券 9580円

請求の趣旨

- 1 被告らは、別紙工事目録記載の工事を続行してはならない。
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との裁判を求める。

目 次

第 1	はじめに	6 頁
第 2	当事者,石木ダム事業の概要及び経過,強行されようとしている工事の内容	7 頁
1	当事者	
2	石木ダム事業の概要	
3	石木ダム事業の経過	
	(1) 石木ダム事業の計画時 (1962 年) から事業認可 (2013 年 9 月 6 日) ま	
	で	
	(2) 事業認可以降長崎県知事による説明会 (2014 年 7 月 11 日) まで	
	(3) 県知事による説明会以降現在まで	
4	強行されようとしている工事の内容	
5	小括	
第 3	原告らについて	18 頁
第 4	原告らの権利	19 頁
1	はじめに	
	(1) こうばるとは	
	(2) その中で培われてきた人々の生活	
	(3) これらの生活は,こうばるの人々がこの地に築いてきたものである	
2	憲法が保障する権利	
	(1) 生命・身体の安全	
	(2) 総体としての人間の存在そのもの	
	(3) 人格権	
	(4) 税金を有効かつ適切に利用される権利	
3	原告の具体的権利	
	(1) 原告目録備考欄 1 の原告について (居住者)	

- (2) 原告目録備考欄 2 の原告について (居住者以外の地権者)
- (3) 原告目録備考欄 3 の原告について (川棚町民)
- (4) 原告目録備考欄 4 の原告について (佐世保市民)
- (5) 原告目録備考欄 5 の原告について (長崎県民)
- (6) 原告目録備考欄 6 の原告について (それ以外の原告)

4 小括

第5 権利侵害 29 頁

1 原告らの権利の侵害

- (1) 原告らの権利が現に侵害され、且つ、侵害されようとしていること
- (2) 原告らが侵害されようとしている権利は絶対に侵害してはならない権利であること

2 小括

第6 石木ダム事業の問題点 33 頁

1 はじめに

2 利水事業としての問題点

- (1) はじめに
- (2) 被告佐世保市の生活用水の水需要予測がでたらめである
- (3) 被告佐世保市の工場用水に関する需要予測の誤り
- (4) 被告佐世保市の業務営業用水に関する水需要予測の誤り
- (5) 石木ダムがなくても水源が足りていること
- (6) 小括 ～石木ダムは利水の観点から不要である～

3 治水事業としての問題点

- (1) はじめに
- (2) 治水計画の一般的策定手順
- (3) 川棚川水系河川整備計画における治水計画
- (4) 石木ダム事業の問題点

- ア 恣意的に設定された治水安全度
- イ 設定された基本高水流量の不合理性
- ウ 河道整備のみで十分な治水対策となること
- エ 過去の洪水の原因分析がなされていないこと
- オ 他の治水案の検討が不十分であること

(5) 小括

4 手続上の問題点

- (1) はじめに
- (2) 本件覚書作成の経緯
- (3) 立憲民主主義の観点

5 小括

第7 石木ダム事業は違憲違法な事業である

71 頁

1 はじめに

2 石木ダム事業はそもそも違憲である

- (1) はじめに
- (2) 憲法29条3項について
- (3) 石木ダム事業が「公共性」と「必要不可欠性」を満たしていない違憲・無効なものであること

3 石木ダム事業及び同認定処分は土地収用法に違反する違法な事業であり、取り消されるべきである

- (1) 利水事業に関して
- (2) 治水事業に関して
- (3) 手続きに関して

第8 総括

87 頁

請求の理由

第1 はじめに

本請求は、いわゆる石木ダム事業と呼ばれる、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事（以上を、本訴状において単に「石木ダム事業」と言う。）について、その工事の続行禁止を求めるものである。

石木ダム事業は、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事からなる（以下、「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事」を「石木ダム建設工事」、石木ダム建設工事に伴う県道付替工事を「県道等付替道路工事」と言う）。石木ダム建設工事は、文字通り、石木ダムの建設工事であり、県道等付替道路工事は、石木ダムの建設に伴い、現在の県道、町道等の一部の区間がダムに水没するため道路の付け替えを行うものである。

被告らは、現在、石木ダム建設工事を行うための仮設道路の取り付け工事（以下、「取り付け道路工事」という）及び県道等付替道路工事の一部である付替県道工事を強行しようとしている（後記第2・4参照）。

また、被告らは、石木ダム事業を強行するため地権者らの土地・建物について長崎県収用委員会に収用裁決申請及び明渡裁決請求を行い、すでに、居住地権者らの土地・建物等の一部を強制収用した。さらに、今、地権者らが居住し生活の場としている土地・建物についても強制収用するために手続を進めている。

原告らは、石木ダム事業の工事によりこうばるの自然や故郷を、こうばるでの生活や人生を奪われようとしている。

本請求は、石木ダム事業の工事を止めるという原告らの強い意志の表れであるとともにこうばるの自然や自分の慣れ親しんできた故郷を、こうばるで培ってきた生活を、今後のこうばるで送るはずであった人生を守るための悲痛な叫びである。

第2 当事者, 石木ダム事業の概要及び経過, 強行されている工事の概要

1 当事者

- (1) 原告らは, 石木ダム事業のため, 所有する土地又は同土地上に立っている建物を強制収用され, また, 強制収用されようとする者も含め, 石木ダム事業について反対し, 石木ダム事業の工事により「生命・身体の安全」や「総体としての人間の存在そのもの」や「人格権」等が侵害される者達である(権利侵害の詳細は後記第4参照)。
- (2) 被告長崎県及び被告佐世保市は石木ダム事業の起業者である。

2 石木ダム事業の概要(甲A1及びA2)

(1) はじめに

まず, 石木ダム事業の概要及びこれまでの経過について述べる。

(2) 事業認定

平成25年9月6日頃, 国土交通省九州地方整備局長であった岩崎泰彦は, 同日, 下記の起業者が, 下記事業の種類を行うべく, 下記起業地の収用について, 土地収用法第20条各号の要件を全て充足とするとして, 同法第20条及び同法第138条第1項の規定により準用される第20条の規定に基づく事業認定処分(以下単に「本件認定処分」と言う。)をした。なお, 起業者である被告長崎県及び被告佐世保市が処分庁に対して事業認定申請書を提出したのは, 平成21年11月9日である。

記

ア 起業者の名称 長崎県及び佐世保市

イ 事業の種類 二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道, 町道及び農業用道路付替工事(以下, 単に「石木ダム事業」という。)

ウ 起業地(事業認定申請書添付の事業計画書中3頁記載の図面の通り)

(ア) 土地

A 収用の部分

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂，字浦ノ山及び字ツブキ，岩屋郷字野稻原，字川原，字川原平，字祓川，字矢杖，字浦ノ谷，字岩屋ノ前，字岩ノ上，字勘藏平，字大平，字権現平，字大迫，字百堂，字坊ノ前，字瀬戸ノ尾尻，字瀬戸ノ尾，字角合平，字狩集道上，字狩集，字下口迫，字上口迫，字二反田，字大山口，字上辻，字下辻，字平六淵，字勘太平，字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド，字笹ノ本，字陰ノ迫，字鳶ノ巢，字西ノ迫，字迎畠及び字下木場地内

B 使用の部分

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂及び字ツブキ，岩屋郷字祓川，字下口迫及び字大山口並びに木場郷字タリカド及び字笹ノ本地内

(1) 漁業権

A 収用の部分

[二級河川川棚川水系石木川]

上流 右岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原

左岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原から

下流 右岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原

左岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原至る間

B 使用の部分

[二級河川川棚川水系石木川]

上流 右岸 長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎畠

左岸 長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎畠から

下流 右岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原

左岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原至る間

(3) 石木ダム事業の概要

ア 石木ダムは，長崎県川棚川本川に河口から約2キロメートル左岸で合流する石木川の合流点から約2キロメートル上流にある同県東彼杵郡川棚町岩屋郷

地先に長崎県が建設を計画しているダムである。起業者が作成した事業認定申請書によれば、石木ダム建設の目的は、①洪水調節、②水道用水の確保、③流水の正常な機能の維持、の三点とされている。

また、同じく起業者によれば、石木ダムの諸元は以下の通りとされている。

(ア) 重力式コンクリートダム

(イ) 総貯水容量548万立方メートル

(ウ) 有効貯水容量（総貯水量から堆砂容量を減じた容量）518万立方メートル

A 治水容量195万立方メートル（下記①）

B 利水容量323万立方メートル

内 流水の正常な機能維持74万立方メートル（下記②）

水道用水249万立方メートル（下記③）

(エ) 堤高 55,4メートル

堤頂長 234メートル

(オ) 事業費 約285億円

内、工事費約85,6億円、用地及び補償費約160億円、その他約33,4億円、事務費約6億円であり、長崎県がうち約185億円、佐世保市が約100億円を負担する予定とされている。

(カ) 完成予定年度

当初、2016年（平成28年）度とされていた。

しかし、長崎県は、平成27年8月頃、工期を6年先延ばしにして完成予定年度を2024年（平成34年）とする方針を示した。なお、未だ本体工事には着工してない。

イ 上記の石木ダム事業の概要は、石木ダム事業の起業者であり被告でもある長崎県及び佐世保市が作成した事業認定申請書記載の通りであるが、石木ダム建設の目的とされている、①洪水調節、②水道用水の確保、③流水の正常な機能の維持の詳細は起業者によれば以下の通りとされている。

(7) ①洪水調節計画

人為的操作を要しない洪水調節方式である自然調節方式であり、ダム地点における計画高水流量280立方メートル/秒のうち、220立方メートル/秒を調節し、60立方メートル/秒(最大70立方メートル/秒)を放流する。これに要する貯水容量は195万立方メートルとされている。

(イ) ②流水の正常な機能の維持計画

既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量(1月～3月0,090立方メートル/秒、4月～12月0,120立方メートル/秒)を石木ダムにより確保する予定であり、これに要する貯水容量は74万立方メートルとされている。

(ウ) ③水道用水計画

平成18年度当時における佐世保市の給水人口は24万4,104人、1日最大給水量は9万9,318立方メートル/日である。これに対して、起業者によれば、既存の安定水源の給水能力は約8万立法メートル/日とされた。

また、起業者は、今後下水道の普及による生活用水が増加、大口需要や新規計画といった営業用水の増加等により、平成29年度には給水人口23万3,694人、1日最大給水量は11万7,300立方メートル/日になると予想した。

そこで、石木ダムにより4万立方メートル/日(給水量3万8,000立方メートル/日)の新規水源の開発を行うとされ、これに要する貯水容量は249万立法メートルとされている。

3 石木ダム事業の経過

(1) 石木ダム事業計画時(1962年)から事業認可(2013年9月6日)まで

(甲A3乃至5)

ア 原告らの一部が居住ないし所有する土地に石木ダムを建設する計画が持ち上がったのは、今から50年以上前の1962年(昭和37年)頃である。

イ 当時、被告長崎県は、川棚町と地元住民の承諾を得ることなく、ダム建設

を目的として現地調査・測量を行うが、地元住民・川棚町の強い抗議により現地調査・測量を中止した。

ウ 1971年（昭和46年）12月頃、被告長崎県は、川棚町に対して、石木ダム建設のための予備調査を依頼した。

エ 1972（昭和47年）7月29日被告長崎県と川棚町は、地元住民に対して、当該予備調査はダム建設に結びつくものではないと説明した上、被告長崎県、川棚町、地元住民代表との間で、「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（地元住民）と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との内容の書面を作成し、地元住民は予備調査に同意した。

この問題については、第5 4項で詳しく述べる。

オ その後、1973年（昭和48年）12月、地元住民が中心となって、「石木ダム建設絶対反対同盟」（以下、「反対同盟」という。）を結成した。

カ 1982年（昭和57年）4月2日、被告長崎県は、土地収用法11条に基づく測量調査を告示し、川棚町もこれを受理した。

キ その後、同年5月21日、被告長崎県は、7日間にわたり、機動隊延べ140名を導入して、地元住民の事前承諾を得ずに強制測量を開始した。これに対して、反対同盟は、連日座り込み等による説明要求行動及び抗議行動を行った。

ク 被告長崎県は、地元住民及び長崎県民の強い説明要求行動及び抗議運動を受けて、強制測量を中止した。

ケ 2009年（平成21年）11月9日、被告長崎県及び被告佐世保市が、国土交通省九州地方整備局に対して、石木ダム事業について事業認定申請をした。

コ 2013年（平成25年）3月22日、国土交通省九州地方整備局が、地方公聴会を川棚町で開催したところ、地元の出席者の中では、石木ダムに対する反対意見12名である一方、賛成意見は8名に過ぎなかった。

サ 同年9月6日、国土交通省九州地方整備局は、被告長崎県・被告佐世保市の事業認定申請を認可する処分をした。

(2) 事業認可以降長崎県知事による説明会（2014,7,11）まで

ア 原告らの一部は、上記事業認定に対して審査請求をした。

なお、事業認定庁は、未だ上記審査請求に対する判断を示していない。

イ 2013年（平成25年）12月5日、反対同盟は石木ダム問題に対応すべく石木ダム対策弁護団を結成した。

ウ 2013年（平成25年）12月27日、石木ダム対策弁護団及び地権者・支援者らで組織された関係団体（以下、「弁護団他関連団体」という。）は、長崎県知事に対して公開質問状を提出し、翌2014年（平成26年）1月9日、公開質問状に対して知事本人が回答するよう求め県庁にて説明要求行動を行った（甲A6）。

エ 2014年（平成26年）1月31日、弁護団他関連団体は、長崎県知事本人ではなく、長崎県土木部河川課長が、事業認定資料を添付することをもって回答に替えるという対応をした点につき（甲A7）、抗議文を送ると共に再度公開質問状を送り（甲A8及び9）、知事本人による事業の必要性等に関する説明を求め、同日、同河川課長が指定した場所に赴いた。

しかし長崎県知事は説明をするどころか、その場に出席すらしなかった。

オ 2014年（平成26年）2月21日、長崎県知事ではなく長崎県土木部河川課長が、弁護団他関連団体に対して、事業認定がなされているため事業認定内容に係る質問に答えることは控えるとの回答をしたことを受け（甲A10）、弁護団他関連団体は、同年2月28日、再度、長崎県知事に対して説明要求行動を行うべく、同河川課長が指定した場所に赴いた。

しかし、長崎県知事はその場で説明するどころか、その場に出席すらしなかった。

カ また弁護団他関連団体は、同年2月21日、同じく起業者である佐世保市長に対しても公開質問状を送った（甲A11）。

2014年（平成26年）3月7日、弁護団他関連団体の佐世保市長に対する公開

質問状に対して、佐世保市長ではなく同市水道局長名による回答書が届いた（甲A12）。

そこで、同月14日、弁護士他関連団体は、佐世保市水道局長が指定した場所を訪れ、公開質問状に対する説明要求行動を行ったが、佐世保市長は説明をするどころか、その場に出席すらしなかった。

キ 2014年（平成26年）3月20日、弁護士他関連団体は、説明をしない佐世保市長に対して、再度、公開質問状を提出した（甲A13）。

これに対して、同月31日、佐世保市水道局局長名で回答書が届いたが、その内容は、個別の質問・個別の数値一つ一つに回答することはしないという内容であった（甲A14）。

2014年（平成26）4月11日、佐世保市長が回答せず、且つ、同市水道局長による回答は個別の質問・個別の数値一つ一つに答えるものではなかったことから、弁護士他関連団体は、佐世保市長の説明を求めて、同市水道局長が指定した場所に赴き抗議と説明を求めるも、佐世保市長は説明どころか、その場に出席すらしなかった（甲A15）。

そこで弁護士他関連団体は、同年4月25日、佐世保市長が出席した上で説明を求める公開質問状を送った（甲A16）。

ク 上記の通り、弁護士他関連団体が重ねて長崎県知事又は佐世保市長自身の言葉による説明を求めてきたにもかかわらず、長崎県知事及び佐世保市長は、その説明会へ出席することをことごとく拒否してきた。

そうしたところ、2014年（平成26年）4月21日、長崎県知事は、地権者と面談したいとして、報道陣を帯同した上、地権者13世帯の自宅を事前告知なく突然個別訪問した。

これを受け、弁護士他関連団体は、同年5月1日、長崎県知事に対して、「面談了承のご連絡」と題する書面を送り、同知事の面談要請を受け入れるとの回答をした（甲A17）。

これに対して、長崎県知事は回答せず、土建土木部河川課長が、同月15日、事業の必要性の観点に遡って議論し直すことはしないとの回答をした（甲A18）。

ケ 2014年（平成26年）5月19日、弁護団他関連団体は、長崎県知事による回答がなく、河川課長の回答において、長崎県知事による説明を行うか否かについて全く触れられなかったことから、長崎県知事に対して抗議を行うとともに説明を求める書面を用意し、河川課長が指定した場所に赴いたが、県知事は説明どころか、その場に出席すらしなかった（甲A19）。

コ ところで、弁護団他関連団体は、上記きの通り、2014年（平成26年）4月25日、佐世保市長に対して公開質問状を送っていたところ、佐世保市長はこれに対して回答せず、同市水道局長名による回答が同年5月16日になされた（甲A20）。

弁護団他関連団体は、その回答を受けて同年5月23日、同水道局長が指定した場所に赴いたが、佐世保市長は説明どころか、その場に出席すらしなかった。

サ 2014年（平成26年）6月21日、被告長崎県は、弁護団他関連団体の度重なる要請を受け、地権者が居住している現地こうばる公民館における説明会をすることとし、同日、同所で説明会がなされた。

しかし、弁護団他関連団体が重ねて強く要望していた知事の出席はなく、また、出席者による説明も地権者が石木ダムに同意できるだけの根拠資料をもってなされたものではなかった。

そこで、弁護団他関連団体は、同会において、知事自身による説明を改めて求め、この点について被告長崎県が検討の上、回答することとなった。

シ このようにして、2014年（平成26年）7月11日、長崎県知事、佐世保市長、川棚町長が出席した現地での説明会がなされた。

その会では引き続き地権者の同意を得るために説明を行うこと、更に、長

崎県知事が出席する必要があると判断される場合は、同知事が出席した説明会を引き続き行うことを確認した上で、閉会した。

(3) 県知事による説明会以降現在まで

ア しかし、その3日後の同月14日、長崎県知事は、地権者に対して、強制収用へ向けた裁決手続きを進めるべく、被告長崎県の立入調査を実施する旨通知した。

イ これに対して、同月17日、弁護士他関連団体は、長崎県知事に対して、同知事の上記方針に対して抗議するとともに、知事自身による説明を行うことを要求する書面を渡すべく、被告長崎県が指定した場所に赴くが、県知事は説明どころか、その場に出席すらしなかった（甲A21）。

ウ その後、2014年（平成26年）8月3日、弁護士他関連団体の強い要求を受けて、被告長崎県は現地こうばる公民館にて説明会を行うが、長崎県知事は説明するどころか、その場に出席すらしなかった。

同日以降、長崎知事及び河川課長は、事業の必要性・公益性に関して、原告ら地権者の納得を得るための説明会開催要求をことごとく拒否し、同日以降、長崎県による事業内容に関する説明会は一切なされていない（甲A22乃至27）。また佐世保市に対しても市民が参加する形式の公開討論会の申し入れなどを行うも、同市はこれを拒否しており、前同日以降、事業内容に関する説明は行われていない（甲A28及び29）。

エ 起業者の上記対応を受けて、弁護士他関連団体は、2014年（平成26年）8月8日、石木ダム事業認定処分庁に対して、これまでの説明会で明らかとなった事実（事業認定処分の根拠とした起業者から提出された書類に恣意的記載・虚偽記載があり、これが当初から判明していたのであれば事業認定がされることはなかったこと）を整理した報告書を送付し（甲A30の1及び2）、同月27日、同処分庁を訪れ口頭で要旨を説明し、再調査を求めたが、それ以降、処分庁から弁護士他関連団体に対する回答や対応はなされていない。

- オ また、長崎県は、現地で説明要求を行う地権者ら及び支援者ら23名が、石木ダム建設事業と一体をなす付替県道工事を妨害しているとして、2014年（平成26年）8月7日、長崎地方裁判所佐世保支部に対して、妨害禁止仮処分を申し立て、同年10月24日、同年11月21日、同年12月8日の審尋期日を経て、2015年（平成27年）3月24日、上記23名中16名に対して、仮処分決定がなされた（甲A31）。
- カ また、長崎県及び佐世保市は、2014年（平成26年）9月5日、長崎県収用委員会に対して、起業地中一部の土地について収用裁決申請及び明渡裁決請求をし、2014年（平成26年）12月16日に第1回目の審理がなされ、翌2015年（平成27年）2月17日に第2回目の審理がなされ、同年6月22日、原告岩永サカエ、同石丸次儀、同川原義人、同木本マスエが所有乃至共有する同土地について収用裁決および同年8月24日を期限とする明渡裁決がなされた（甲A32乃至35）。
- キ 長崎県は2015年8月24日に上記土地を収用し、同土地の名義を国土交通省とした。
- ク 長崎県及び佐世保市は、2014年（平成26年）11月25日、手続を保留していた起業地の一部についても手続保留の解除をし、2015年（平成27年）7月8日、第2次の収用裁決申請及び明渡裁決請求をし、また、残る起業地を含む全起業地の裁決申請及び明渡裁決へ向けた手続を進めている現状にある。
- ケ そして、原告らの一部は、石木ダム事業に対する事業認定について、平成27年11月30日付けで石木ダム事業認定処分取消請求事件を提訴し、平成27年12月25日付けで執行停止の請求も行っている。
- コ さらに、原告らの一部は、2016年（平成28年）2月2日、長崎地方裁判所佐世保支部に対して、長崎県・佐世保市を債務者とする石木ダムの建設等続行禁止仮処分命令申立をするも、同年12月20日、同支部は、保全の必要性がないとして、同申立を却下した。

サ さらに、被告長崎県は、2016年（平成28年）10月28日、原告らを含む19名に対して、通行を妨害しているとして妨害禁止仮処分を申し立て、現在、審理中である。

4 強行されようとしている工事の内容

さらに、被告長崎県は、現在、石木ダム建設工事を行うための取り付け道路工事及び県道等付替道路工事の一部である下記石木ダム付替県道工事を強行しようとしている。なお、下記石木ダム付替県道工事は工期の関係で一旦終了となるが、被告長崎県は下記石木ダム付替県道工事と同様の工事について新たな入札を予定しているようである（甲 A36）。

記

(1) 石木ダム付替県道工事(1)

ア 工事番号 25石木ダム第21号
イ 工事名 石木ダム付替県道工事(1)
ウ 場所 東彼杵郡 川棚町 石木郷他
エ 概要 施工延長 L=402,0m
土工 1式
オ 施工者 株式会社谷山建設
カ 金額等 設計金額 92,523,000円(税抜)
落札金額 84,020,000円(税抜)
キ 工期 平成28年1月30日

(2) 石木ダム付替県道工事(2)

ア 工事番号 25石木ダム第22号
イ 工事名 石木ダム付替県道工事(2)
ウ 場所 東彼杵郡 川棚町 岩屋郷他
エ 概要 施工延長 L=216,2m
土工 1式

	補強土壁工	1 式
	函渠工	1 式
	排水構造物工	1 式
オ 施工者	里村建設株式会社	
カ 金額等	設計金額	84,920,000 円 (税抜)
	落札金額	76,630,000 円 (税抜)
キ 工期	平成 28 年 1 月 30 日	

5 小括

以上の経過で石木ダム事業が事業認定され、一部の起業地が強制収用され、今後も起業者は強制収用へ向けた手続を進めている。そして、具体的な工事としては、石木ダム事業の工事として取り付け道路工事及び県道等付替道路工事が強行されようとしている。

第3 原告らについて

原告らは、いずれも石木ダム事業の工事によって権利侵害を受ける者であるが、原告らの区分は地域的区分による被侵害権利の別によって備考欄の記載によって行っている。原告らの地域的区分は以下の通りである。

なお原告備考欄 1 乃至 6 の各被侵害権利は後述第 4 の通りである。

- 1 まず、原告目録備考欄に 1 と記載した原告は、石木ダム事業の工事対象地に現に居住している者である。
- 2 次に、原告目録備考欄に 2 と記載した原告は、石木ダム事業の対象地を所有又は共有持分権を有する者のうち、原告目録備考欄 1 の原告以外のものである。
- 3 原告目録備考欄に 3 と記載した原告は、石木ダム事業の対象地に隣接する川棚町に居住する者である。
- 4 原告目録備考欄に 4 と記載した原告は、石木ダム事業により、利水工事による影響を受ける佐世保市に現に居住する者である。

- 5 原告目録備考欄に5と記載した原告は、備考欄1乃至4以外の者であり、且つ、現に長崎県内に居住する者である。
- 6 原告目録備考欄に6と記載した原告は、上記1乃至5以外の原告である。

第4 原告らの権利

1 はじめに

まず原告らは石木ダム事業の工事の差止を求めるものであるが、その理由はその工事によって原告らの権利が現実的に侵害されるからである。

そこで、石木ダム事業の工事によって侵害される権利を整理する前に、まずその工事によって何が奪われるのかという生の事実を述べる。

(1) こうばるとは

原告らの一部が居住し、石木ダム事業による水没予定地とされている川棚町岩屋郷川原（こうばる）地区は、長崎県川棚町の東を流れる川棚川の支流である石木川の中流域にある集落である。周囲を小高い山に囲まれて棚田や畑が広がっており、日本の農村の原風景が残る自然豊かな集落である。

すなわち、こうばるでは、春は菜の花が、秋にはコスモスが咲き乱れ、夏にはゲンジボタルの乱舞が見られる。その自然の中、昼間はカワセミやヤマセミ、カワガラスといった鳥が空を舞い、夜はフクロウの音が山々に反響する。

こうばるを流れる石木川には7, 8か所に固定堰が設置され田んぼの用水に利用されており、ウナギやモズクガニ、メダカ、ヤマトシマドジョウや他の多くの魚のすみかになっている。川べりにはカスミサンショウウオやトノサマガエル、ニホンアマガエルといった両生類も生息し、クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエ、ヒメアカネといったトンボが田畑を飛び回る。春にはコムラサキやメスグロヒョウモンといった蝶類が飛ぶ姿も見られる。

これらのなかには生存が危うくなった生物もあり、ヤマセミ、カワガラス、トノサマガエル、オナガサナエは長崎県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ種に、

カワスミサンショウウオ、ヤマトシマドジョウ、コムラサキ、クロサナエ、オジロサナエは絶滅危惧Ⅱ種に指定されている。

(2) その中で培われてきた人々の生活

この豊かな自然の中、子どもたちは石木川で魚を追いかけ、野山を駆け、遊び育ってきた。大人たちは石木川の清流で米や野菜を作り、生活してきた。

こうばるに住んでいる人々は、ほとんどが先祖代々その土地に住み続けてきた人々である。そのため、こうばるでは、長年、住民がみな顔見知りで、子どもたちはそれぞれの家を行き来して遊び、同じ年頃の子どもの持っている親同士はお互いに子どもたちの様子を話し合い、お互いに子どもの様子を見守るという関係を築いてきた。お互いの田畑の様子を見ながら協力して土地の管理をしたり、田畑でできた作物はおすそ分けをしあってきた。地区の集まり事があれば、それぞれの家が料理を持ち合って集まり、飲食を共にし、祭りともなれば、住民総出で準備をし、ひと時の楽しい時間を共有してきた。

現在でも、毎年ほたるが飛ぶ時期になると、女性たちによって公民館の大掃除が行われる。そして、きれいに掃除された公民館で「ほたる祭り」の準備が行われる。餅をつき、炊き込みご飯や煮物を炊き、「ほたる団子」を作る。こうばるの子どもたちもそれを当たり前のように手伝う。おばあさんたちは、麦わらを編んで祭りで販売する「ほたる籠」を作る。男性は材木を組んでテントを張り、会場の設営をする。住民によって作られるほたる祭りは、今では県内外から人々が訪れ、こうばるの人々のおもてなしとこうばるのほたるを楽しむ機会を提供している。

また、日常生活においては、何世代にもわたって耕されてきた田畑で米や野菜を作り、家庭菜園で収穫した作物で豊かな食卓を囲んでいる。こうばるの多くの家はそれぞれの田畑で農業を営んでおり、収穫の時期などには一家総出で農作業を行うことも珍しくない。

広々とした土地に趣味の草花を植えて楽しむ者もいる。山で獲ったイノシシ、

川で獲ったウナギを人々にふるまうことを楽しみにしている者もいる。

(3) これらの生活は、こうばるの人々がこの地で築いてきたものである

これらのこうばるでの生活は、一朝一夕にできたものではない。山間に作られた田畑は、住民の先祖が石を積み上げ、土を均してきれいな田畑にし、長年にわたりそれを代々維持してきたものである。田畑に引く水は、川からの水路を造り、地域住民で整備してきたものである。人と人とのつながりは、助け合っ

て生活してきたことで、自然と育まれてきたものである。こうばるの人々の暮らしは、長年その土地で生きてきた多くの人々の暮らしの上に成り立っており、その多くの人々の努力によって成り立っているものである。

そして、こうばるの人々は、意識的にしろ無意識的にしろ、この土地で培われた恵みを受けて生活をしている。こうばるの人々は、この土地に生まれ育ち、または結婚を機に住み始め、家族を作り、子どもを育て、その家から仕事に行き、食卓を囲んでいた。自分好みの庭を造るもの、好きな調度品をそろえる者もいた。そのような生活は、すべてこのこうばるといふ地の中で醸成されたものであり、この地に根差した住居でしか築けないものである。

原告らの中には、先祖代々数百年間こうばるの地に住み続けてきた家もある。彼ら彼女らにとっては、先祖代々住み続け、家を守り、田畑を守り、墓を守ってきたこうばるで暮らし、自分もそこでの暮らしを次世代に引き継いでいくことが、彼ら彼女ら自身の「生き方」であり、人間らしく生きていく上でその根幹に位置づけられるものである。

(4) 石木ダム事業の工事は、こうばるの自然環境を、原告らが生まれてから現在に至るまで形成してきた社会生活を、また、今後のその地で送る予定であった人生を根底から奪うものに他ならない。

2 憲法が保障する権利

(1) 生命・身体の安全

すべての市民は、生命を侵害されない権利、身体を害されない権利を有している。これは、日本国憲法の当然の前提であるし、日本国憲法以前の「自然権」に含まれるものである。そのため、この生命身体の安全を侵害する行為は一切許されない。この人の生命・身体の安全は絶対的に侵害できない権利であり、いわゆる人格権よりも上位に位置づけられるものである。

(2) 総体としての人間の存在そのもの

憲法は、13条において個人の尊重及び生命、自由、幸福追求権の最大の尊重の必要性を掲げ、25条において人が人として健康で文化的に生きていくための生存権を掲げている。人は、種々の精神的活動を行って、人としての尊厳を有し、人として自己実現を目指すことで、人として存在する。すなわち、人は社会的な生き物だと言われるように、物質的な満足によってのみ生きるわけではない。人を人たらしめ、尊厳ある一個の個人として生きるためには、幸福をもとめ、自律的に生きることが不可欠である。それはまさしく「人が人として生きる」ことであり、それは人が誇りをもって生活することであり、強制的にこれまでの人生の根幹を奪われないことであり、また、これからの人生を自らの意思で選択できることである。

憲法は、生命・身体の安全を最大の価値として絶対的に保障しているが、それと並んで、この「人が人として生きること」（人間の存在そのもの）についても絶対的に保障しているはずである。この「人が人として生きること」（人間の存在そのもの）もいわゆる人格権よりも上位に位置づけられ決して侵すことのできない権利である。

(3) 人格権

ア 生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利

前述のとおり、生命・身体の安全は人格権の上位に位置づけられる最高位の権利である。しかし、仮に、生命・身体の安全を奪われないとしても、生命・身体に対する侵害の危険性が存在し、その危険性に怯えながら生活する

のでは、到底人間としての尊厳が保障されているとはいえない。

従って、直接の生命・身体の安全とは別に、「生命・身体の不安におびえず平穩に生きる権利」もいわゆる人格権として保障される。

イ 人間の尊厳を維持して生きる権利

上記(2)において、生命・身体の安全に並ぶものとして、「総体としての人間の存在そのもの」を掲げ、人格権の上位に位置づけられるものと述べた。仮に、「総体としての人間の存在そのもの」が人格権と独立した別の権利であると確立していないとしても、少なくとも、尊厳ある一個の個人として幸福を求め、自律的に生きるために、そのような生活を求めることは、人格権の一内容である。そして、その権利は「人間の尊厳を維持して生きる権利」とでもいえるものとして日本国憲法上当然に保障されている。

ウ 良好な環境の中で生活を営む又はその環境を享受する権利

人は人だけでは生きて行けない。人は自然とともに生き、また、自然の恵みを受けながら生活している。また、人が生活する上で自然環境、周囲の環境は重要であり、人は人格権の一種として「良好な環境の中で生活を営む又はその環境を享受する権利」を有している。こうぼるの土地についていえば、原告らは人格権の一種として「こうぼるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」を有していると言える。

(4) 税金を有効かつ適切に利用される権利

県であれ、市であれ、国であれ、県民、市民、国民から受け取った税金は、県民、市民、国民の利益になるものに使用されなければならない。間違っても、全く公共性・必要性のないものに使用されてはならない。仮に、そのような支出が行われれば、本来であれば行えたであろう県民、市民、国民の安全対策や社会保障等が行えずに、ひいては、県民、市民、国民の生命・身体の安全を侵害し、また、社会保障等を受ける権利を侵害するものと言える。

この権利は、人格権と別の権利として構成され、保障されるべきものである。

また、仮に、これが人格権と独立した別個の権利と認められなくとも、少なくとも人格権の一内容を構成するものである。

3 原告らの具体的権利

以上を前提に各原告の備考欄の区分ごとに侵害される権利を整理する。

(1) 原告目録備考欄1の原告について（居住者）

この原告らは、石木ダム建設予定地に現に居住して生活を営んでおり、そして今まさに、石木ダム事業によって、こうばるでの生活、今後こうばるで培われるはずであった人生を奪われようとしている者たちである。

この原告らが侵害されようとしている権利は、憲法で絶対的に保障されている「人間の存在そのもの」である（少なくとも人格権としての「人間の尊厳を維持して生きる権利」である）。この原告らにとってこうばるで、人と人とのつながりの中で、この土地の自然と恵みの中で送る生活は、その人の人生そのものである。こうばるの土地で生活続けること自体が、こうばるの人々の権利であり、決して奪われることのない価値である。

こうばるの人々は、上記のように豊かな自然環境のなか、先祖代々築いてきた土地のうえでそれぞれの住居で生活を築いてきた。その家から働きに出たり、家族で農作業を行ったり、時には地域の人々と協力して必要な作業を行ったりと濃厚な人間関係を築いてきた。家に帰れば、自然の恵みに満ちた食卓を囲み、子どもたちの日々の成長を発見し、家族のぬくもりの中で明日への活力を得ていた。これらの生活は、こうばるでしか築けないものであり、そこに住む人々は、その生活を続けること、この土地で自らの人生を築くことを選択した人々である。

石木ダム事業は、こうばるの人々の土地・建物を強制的に収用することによって、その人々の生活を奪い、そこで今後も培われるはずだった人生を奪い、「人間の存在そのもの」を侵害するものである。

また、「人間の尊厳を維持して生きる権利」としての人格権を侵害するもので

ある。

そして、石木ダム事業が、その必要性も乏しい無意味な事業であること、そのような無意味な事業によって、自分たちの生活がすべて水底に沈められることを考えたとき、その侵害の程度は到底言葉では言い表せないものである。

また、この原告らは川棚町民であり、長崎県民でもあり、国民でもあるため、後述の原告目録備考欄3・5・6の原告（川棚町民・長崎県民・その他）と同様に、「生命・身体の安全」、人格権の一種として保障される「生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利」及び「税金を有効かつ適切に利用される権利」の主体でもあり、また、「こうぼるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」の主体でもある。

(2) 原告目録備考欄2の原告について（居住者以外の地権者）

この原告らは、こうぼるに居住はしていないものの、ダム建設予定地のこうぼるの土地と地域社会を所有している地権者たちである。この原告らはもこうぼるの土地をこよなく愛しており、こうぼるの土地を所有しながら、こうぼるの豊かな自然とその恵みを享受する権利を有するものである。この原告らが侵害されようとしている権利は人格権の一種である「こうぼるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」である。

また、この原告らの中には、川棚町民、佐世保市民、長崎県民もおり、また、国民でもあるから、この原告らは居住地に応じて後述の原告目録備考欄3・4・5・6の原告（川棚町民・佐世保市民・長崎県民・その他）と同様に、「生命・身体の安全」、人格権の一種として保障される「生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利」及び「税金を有効かつ適切に利用される権利」の権利主体でもある。

(3) 原告目録備考欄3の原告について（川棚町民）

この原告らは川棚町に居住する者たちである。石木ダムは川棚川の氾濫を防ぐ治水目的をその目的の一つとして建設されようとしている。したがって、川棚町民はまさしく治水に関して一番の利害関係人であり、ひとたび水害が起き

れば、自己の生命・身体が直ちに侵害される可能性のある原告らである。

ところが、被告長崎県は、これまで過去の水害の原因分析はほとんど行っていない。被告長崎県は、川棚川の越流による洪水被害があったことを前提として基本高水流量を石木ダムによって低く抑える治水計画を立てたが、地域住民からは、川棚川流域で過去に発生した水害の原因について、「内水氾濫」（低地に降った雨を河川等に排出できなかつたことによって氾濫する場合）や支流の氾濫（川棚川の支流が陸域へ氾濫して越流する場合）、川棚川への側溝逆止弁閉め忘れによる堤防内地への逆流の可能性等の要因を複数指摘されている。仮に、内水氾濫や支流の氾濫、川棚川への側溝逆止弁閉め忘れによる堤防内地への逆流が原因であれば、そもそも川棚川の基本高水流量を石木ダムによって低く抑える治水計画は水害対策として無意味となる。また、仮に、水害の原因が川棚川の氾濫であった場合でも後記第 6・3 項記載のとおり、本来実施されるべき河道整備すら実行できていない。このように被告長崎県の治水対策は不十分であり、このように不十分な治水対策の現状によって、川棚町民が侵害されようとしている権利は、人格権の上位である「生命・身体の安全」であるとともに、少なくとも、人格権の一種として保障される「生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利」である。

また、この原告らは長崎県民・国民でもあるため、後述の原告目録備考欄 5・6 の原告（長崎県民・その他）と同様に「税金を有効かつ適切に利用される権利」についても権利主体である。また、「こうぼるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」の権利主体でもある。

(4) 原告目録備考欄 4 の原告について（佐世保市民）

この原告らは被告佐世保市に居住する者たちである。石木ダムは被告佐世保市の水需要を満たすという利水目的をその目的の一つとして建設されようとしている。

石木ダムと石木ダムに依存する関連水道施設の整備事業に対する佐世保市の

負担額は下に示すように 299 億円にもなる。

ダム負担金、水源地整備費、水道施設整備費 合計 353.5 億円

財源内訳 国庫補助金 55.0 億円

市負担額 298.5 億円（地方債、一般会計出資金、自己資金）地方債の返還と自己資金は水道会計からまかなわれる。

しかし、後述のとおり、被告佐世保市は現状でも水源は足りており石木ダムは利水面において全く不要である（詳細は後記第 5・2 項参照）。全く不要な本件工事に約 299 億円もの税金・水道会計が投入されようとしているのである。

被告佐世保市の税金・水道会計は、本来、佐世保市民の利益になるものに使用されなければならない。しかし、石木ダム建設に使用されることにより、例えば、本来であれば行えたであろう市民の安全対策や社会保障等が行われないなどのことが考えられる。加えて、石木ダムに水源開発したとしても、後述するように水需要の低下傾向が今後も続くので有収水量が低下し、水道料金値上げは必至である。

この原告らが侵害されようとしている権利は、人格権と別に評価するか、人格権の一内容として評価するかはおくとしても、「税金・水道会計を有効かつ適切に利用される権利」である。

そして、この原告らは長崎県民・国民でもあるため、後述の原告目録備考欄 5・6 の原告（長崎県民,その他）と同様、県税・国税について「税金を有効かつ適切に利用される権利」の権利主体でもあり、また、「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」の権利主体でもある。

(5) 原告目録備考欄 5 の原告について（長崎県民）

この原告らは被告長崎県に居住する者たちである。石木ダムは川棚町の治水目的、佐世保市の水需要を満たすという利水目的等から建設されようとしている。そして、石木ダム事業の事業費は約 285 億円の内、被告長崎県は約 185 億円を負担する予定とされている。長崎県民の税金が約 185 億円この石木ダムに

投入されるのである（もともと、国土交通省から半分（92 億 5 千万円）の補助金が支給される）。

しかし、後述のとおり、石木ダムは治水面・利水面のいずれの面からも全く不要である（詳細は後記第 6・2 項及び 3 項参照）。全く不要なものに約 185 億円もの税金が投入されようとしているのである。

被告長崎県の税金は、本来、長崎県民の利益になるものに使用されなければならない。しかし、石木ダム事業に約 185 億円もの不要な税金が使用されることにより、例えば、本来であれば行えたであろうはずの市民の安全対策や社会保障等が実施されない可能性がある。

この原告らが侵害されようとしている権利は、人格権と別に評価するか、人格権の一内容として評価するかはおくとしても、「税金を有効かつ適切に利用される権利」である。また、後述のとおり、県税のみならず国税についても同様である。

さらに、「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」の権利主体でもある。

(6) 原告目録備考欄 6 の原告について（それ以外の原告）

この原告らは、上記(1)～(5)以外の原告である。この原告達もこうばるの土地をこよなく愛しており、こうばるの豊かな自然とその恵みを享受する権利を有するものである。この原告らのが侵害されようとしている権利は人格権の一種である「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」といえる。

また、前述のとおり、石木ダム事業には国から補助金として国土交通省から 92 億 5 千万円、厚生労働省から 33 億 2 千万円の合計 125 億 7000 万円が支出される。後述のとおり、石木ダムは治水面・利水面のいずれの面からも全く不要である（詳細は後記第 6 2 項及び 3 項参照）。全く不要なものに 125 億 7000 万円もの国税が投入されようとしているのである。

国税は、本来、国民の利益になるものに使用されなければならない。しかし、石木ダム事業に 125 億 7000 万円もの不要な税金が使用されることにより、例えば、本来であれば行えたであろう市民の安全対策や社会保障等が行われないなどのことが考えられる。

この原告らが侵害されようとしている権利は、人格権と別に評価するか、人格権の一内容として評価するかはおくとしても、「税金を有効かつ適切に利用される権利」である。

4 小括

以上のような憲法が保障する原告らの権利は、たとえ事業が必要かつ適法なものであっても奪うことは許されないものである。ましてや、全く必要のない違法な事業により奪うことは許されない。石木ダム事業が全く必要のない違法な事業である点は第 6 以下で詳述する。

第 5 権利侵害

1 原告らの権利の侵害

(1) 原告らの権利が現に侵害され、且つ、侵害されようとしていること

石木ダム事業の工事により、以下のとおり各原告の権利が侵害されることとなる。

ア 生命・身体の安全（原告目録備考欄 1, 2, 3 の原告らについて）

後記第 6・3 項のとおり、川棚川の計画河道整備さえ行われれば過去に発生したものと同程度の規模の豪雨（記録上存在するあらゆる豪雨）であっても川棚川からの外水氾濫による洪水被害は防止できる。ところが、治水対策としての石木ダム建設事業を優先していることから、かかる河道整備は計画通りに行われていない。のみならず、起業者らは過去の洪水被害の原因すら科学的な分析をせずに現在に至っているのである。

このため、現時点にて過去の洪水被害時と同程度の豪雨が発生した場合、河道

の整備が遅れているために洪水被害が発生する可能性がある。また、過去の洪水被害の原因の分析とそれに基づく内水氾濫対策などができていないことから、仮に今後河道の整備等がなされたとしても洪水被害を防止できるとは限らない。

したがって、石木ダム建設事業が進められることにより、本来あるべき治水対策（水害の原因究明及びその対策・河道整備工事等）が行われず、川棚川下流域の住民は洪水被害により財産のみならず生命・身体を侵害される可能性が極めて高い。すなわち、このまま石木ダム事業及びこれに基づく工事が進められると、本来優先して行われなければならない過去の水害の原因解明及び将来の水害対策に予算が回らず、川棚川下流域住民の生命・身体の安全を直接に侵害される蓋然性があるのである。

また、かかる事情から、生命・身体の危険に怯えずに平穩に生きる権利についても同様に現に侵害されている。

イ 総体としての人間の存在そのもの・人格権（原告目録備考欄1の原告らについて）

前述のとおり、人が尊厳のある人間として生きるために必要となる人間の存在そのものを憲法は保障している。

石木ダム建設事業が進められると、水没予定地であるこうばる地区にて現に長年にわたって生活を営んできた者らは、この土地を利用することも居住することもできなくなる。ダム事業が進めば居住者らは先祖代々受け継いできた土地からの移転を余儀なくされる。その結果、こうばる地区で、長年にわたって営まれてきた土地の自然環境や地域のコミュニティの中で今後も平穩に生活をしていくという居住者らの生活と将来が破壊され、人間としての尊厳そのものが失われてしまうのである。すなわち、居住者らにとっては今後も培われるはずであった人生そのものが奪われることになる。

したがって、石木ダム事業による工事は、居住者らの総体としての人間そのものに対する重大な侵害であるとともに、人間の尊厳を維持して生きる権利とし

ての人格権に対する重大な侵害ともなるものである。

ウ 良好な環境の中で生活を営む又はその環境を享受する権利（原告目録備考欄 1 乃至 6 の原告らについて）

既述のとおり、居住者のみならず、この地を愛でる人が、本件ダム建設事業が行われることにより水没する予定の土地における良好な環境を享受してきた。水没予定地とされる地域は、里山として地域の人と自然とが共存することで、多種多様な生物多様性を維持するとともに、日本の農村の原風景と評されるほどの風光明媚で良好な環境を維持してきたものであり、その有する環境的価値は非常に高い。しかし、ひとたびダムの建設がなされてしまえば、歴史的に築かれた里山は水の底に沈み、その存在も環境価値も失われてしまう。このため、石木ダム事業そのものは、居住者・この地を愛でる人の良好な環境を享受した生活を営む権利を強く侵害するのである。

そして、そのことはその場で現に生活をしているものに限らず、その現実的可能性がある共有地権者や豊かな自然環境を享受することを求めることが人格権の一内容をなしている川棚町民、佐世保市民、長崎県民、その他の国民の権利として認められ、本件工事はこの権利をも侵害するものである。

エ 税金を有効かつ適切に利用される権利（原告目録備考欄 1 乃至 6）

既述のとおり、佐世保市に居住する者（原告目録備考欄 4）、長崎県に居住する者ら（原告目録備考欄 1、3 乃至 5）、国民であるすべての原告らは、税金をもって県民・市民・国民の利益となるものに利用されなければならない、適切に安全保障・社会保障等の施策が行われることにより、これらの施策から得られる利益を享受されるべきところである。

ところが、前述のとおり、必要性の全くない石木ダム建設事業が行われることにより、佐世保市においては 100 億円、長崎県においては 185 億円もの税金が投入される（補助金として佐世保市に厚生労働省から 3 分の 1（33 億 2 千万円）が、長崎県に国土交通省から半分（92 億 5 千万円）が支給される）。財政難と言

われて久しい各地方自治体・国においてこれらの税金が適切に用いられれば、非常に充実した社会保障等の制作を行うことが可能である。

すなわち、石木ダム建設事業が行われるとその結果、本来的に必要な施策が実施されず、必要性の高い安全保障・社会保障等の施策が行われないこととなるのであるから、原告らの人格権の一内容としての税金を有効かつ適切に利用される権利を侵害することとなる。

(2) 原告らの権利は絶対に侵害してはならない権利であること

これらの権利は、個々人の人格の尊厳に直結する権利であるため、たとえ必要かつ適法な事業であっても奪うことは許されないものである。特に、生命・身体を侵害されない権利や人間としての尊厳に直結する人格権の侵害はいかなる事業であれ決して許されるものではない。

ましてや、後記第 6・2 項及び 3 項記載のとおり石木ダム建設事業は、その目的である利水面・治水面のいずれの側面からも全く必要性のないことが明らかな違法な事業である。かかる違法な事業のために、前述の各権利を侵害することは決して許されない。

以下、その理由を述べる。

日本国憲法は、基本的人権の尊重を三大原則の一つとしている。基本的人権が尊重される以上、基本的人権とされるものは原則として不可侵であるが、中でも、特に生命・身体の安全、あるいは「人が人として生きる権利」、更に、「人間の尊厳」を保障する人格権等を侵害することは許されない。

本件となる石木ダム事業は、被告らによれば川棚川の治水、佐世保市の利水等のため必要な公共事業であるという。そして、憲法 29 条 3 項の基づく、土地収用法により地権者らの土地・建物を強制収用しようとしている。確かに、憲法 29 条 3 項は正当な補償を条件に私有財産の公共利用（強制収用）を認めている。しかし、憲法 29 条 3 項は、全ての権利について侵害を容認するものではない。この 29 条 3 項が「正当な補償」を要求することからも、土地収用法に基づき国民

から強制収用できるものは金銭評価のできる単なる財産権に限られる。事業により破壊され、奪われるものが金銭的に評価できない権利であれば、これを侵害できないことは明らかである。当然、生命・身体の安全、「人が人として生きる権利」あるいは人格権等を奪う事業は許されない。これは、適法な事業であってもである。

ましてや必要性のない違法な事業であれば、生命・身体の安全あるいは人格権等を奪うことは許されない。

本件では、後記6・2項及び3項に記載のとおり石木ダム事業はその必要性がなく、違憲・違法な事業である。そして、その違法な事業の工事により奪われようとしているものは、前述の通り、生命・身体の安全、人が人として生きる権利、人格権等人間の尊厳そのものに直結する権利を侵害するものである。

したがって、かかる違憲・違法な事業によってこのような権利侵害がなされること自体が許されないところ、石木ダム事業による工事によって上記権利が現実には侵害され、また、将来にわたって侵害され続けるのであるから、工事の差し止めが認められなければならない。

2 小括

以上の通り、本件工事は、原告らの権利を違法に侵害するものであるから、差し止めが認められなければならない。

第6 石木ダム事業の問題点

1 はじめに

- (1) 石木ダム事業は必要性のない違法な事業である。必要性のない違法な事業に基づいて原告らの人格権等を侵害することは許されない。本項で、石木ダム事業全体の問題点を指摘しておく。その後、後記第7においてその違憲性・違法性を述べる。

石木ダム事業の問題点として、①利水事業としての問題点、②治水事業としての問題点、③手続上の問題点がある。

- (2) ①利水事業の問題点としては 被告佐世保市が予測する市民の水需要が恣意的であること、同様に工場用水、業務営業用水の予測もでたらめであること、現在確保されている水源の水量についてもでたらめであることなどである。
- (3) ②治水事業の問題点としては、治水安全度が恣意的に設定されていること、基本高水流量の設定が不合理であること、過去の洪水の原因分析がなされていないこと、石木ダムによらずとも河道整備のみで十分な治水対策となり得ること、他の代替案の検討が不合理であること、などである。
- (4) ③手続上の問題点としては、起業者の一人である長崎県知事が自ら作成した覚書に反していることである。

2 利水事業としての問題点

(1) はじめに

石木ダム事業認定の利水目的について起業者らが強調するポイントは、①被告佐世保市の将来の水需要が高まること、そのため②現在保有する水源ではその水需要の増加に対応できないことから、新たな水源として石木ダムが是非とも必要である、というものである。

しかし、被告佐世保市の水需要予測は、何ら合理的な根拠のない予測であるばかりか、中には虚偽の説明まで加えて市民や事業認定庁を欺こうとする悪質なものであり、到底石木ダム事業の必要性を根拠づけるものではない。

本項では、起業者らが過去数回にわたって行った佐世保地区の水需要予測において、それらの予測がいかに石木ダムの必要性を作出するための結果ありきの数字合わせにすぎないものであるのか、それらの数値がいかに強引に、非合理的に導かれ続けてきたか、を明らかにした上で、石木ダム事業が利水目的において全く必要のない事業であることを明らかにする。

被告佐世保市が石木ダムが必要であるとする理屈は、上記の通り、①被告佐世保市における市民と企業の水需要が上がること、②被告佐世保市には石木ダムを作る以外、その水需要を満たす水源がないこと、である。

本項においては、この被告佐世保市の主張が、いかに事実と乖離したでたらめな主張であるかを、明らかにする。

以下では、(2)において、被告佐世保市の水需要予測を過去の需要予測と比較することにより、まず「結論ありき」の予測であることを明らかにする。次に、今回の水需要予測において、水需要予測が増加する要因となっている工場用水の増加予測の不合理性を(3)で、さらに商業関係の増加予測の不合理性を(4)で述べる。

その上で、(5)において、被告佐世保市の水源が、実は十分にあることを指摘する。

(2) 被告佐世保市は生活用水の水需要についてでたらめの予測をしている

ア 起業者による水需要に関する説明

佐世保市水道局の佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料（以下「平成24年水需要予測」という。甲B1）では、「近年、全国同規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては、渇水（給水制限）時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」、「全国の原単位の減少は節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われる。本市においてもこれは同様であると思われるが、その影響を受けた上で増加傾向にあるということは、節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため、増加傾向になっている」と述べる（甲B1・36頁）。

しかし、実際の生活用水の利用は増加しておらず、佐世保市民において「一般的な受忍限界を超えている」ものではなく、以下述べるとおり、被告佐世保市の水需要予測は明らかに不合理であり、でたらめと言わざるを得ない。

イ 「増加傾向である」とする需要予測が恣意的であること

まず次表1のとおり、佐世保市民の一日一人当たりの生活用水量（原単位）は、1996（平成8）年から2014（平成26）年にかけて、1880 から1960 の間で推移し、さらに2008（平成20）年から2014（平成26）年の近年6ヵ年につ

いて確認すると、1880 から1910 の間で推移している（甲B1・35頁,甲B2）。

このような生活用水の使用実績値に鑑みれば、起業者らが言う「明らかな増加傾向を示している。」などと評価することは到底できない。起業者らが、実績値を恣意的に「明らかな増加傾向」と表現するのは明らかなミスリーディングであり、水需要が伸びなければ、石木ダム事業の必要性を導くことができないことを理解し、その上で結果ありきの数字合わせをしていることを端的に示すものである。

表1 被告佐世保市の生活用水原単位の推移（実績値）

1996（平成8）年	1890 /人・日
1997（平成9）年	1920 /人・日
1998（平成10）年	1910 /人・日
1999（平成11）年	1880 /人・日
2000（平成12）年	1930 /人・日
2001（平成13）年	1940 /人・日
2002（平成14）年	1960 /人・日
2003（平成15）年	1930 /人・日
2004（平成16）年	1960 /人・日
2005（平成17）年	1930 /人・日
2006（平成18）年	1930 /人・日
2007（平成19）年	1910 /人・日
2008（平成20）年	1880 /人・日
2009（平成21）年	1890 /人・日
2010（平成22）年	1900 /人・日
2011（平成23）年	1890 /人・日
2012（平成24）年	1900 /人・日
2013（平成25）年	1910 /人・日
2014（平成26）年	1880 /人・日

ウ 「一般的な受忍限界を超えている」 ことについて何ら根拠を有していないこと

また、起業者らは、佐世保市民の水需要に関する意識について「節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えている」旨述べる。

しかし、佐世保市水道局は、公開質問の席上において佐世保市民が「我慢している」ことを示す根拠がないことを認めた。

このように、起業者らは、何らの根拠もなく佐世保市民の水需要について「受忍限界を超えている」ことを作出し、石木ダム事業の必要性を無理やり捏造したものである。

エ 結論ありきの需要予測は繰り返し行われていること

(ア) 2007（平成19）年需要予測の場合

起業者らは2007（平成19）年にも水需要予測（以下「平成19年水需要予測」という。甲B3）を公表しているが、次表2のとおり、平成19年需要予測においては、平成19年に203ℓ／人・日の原単位になると予測し、その後、一人一日当たり2ℓずつ需要が伸びるよう計算され、2013(平成25)年には214ℓ／人・日に達すると予測していた（甲B3・23頁）。

しかし、実際には平成19年の原単位は191ℓ／人・日であり、平成20年以後についても、188～191ℓ／人・日の間で推移したにすぎない。すなわち起業者らが行った平成19年水需要予測には看過しがたい予測の誤りがあったのである。この誤りは、次に述べるとおり平成24年水需要予測においても繰り返されていることと併せ考えると、**需要予測の誤りは起業者らの過失というものではなく、石木ダム建設の必要性を作出する目的のために、結果ありきの数字合わせが故意に行われたものと言わざるを得ないのである。**

表 2 平成 19 年水需要予測における被告佐世保市の生活用水原単位に関する予測値と実績値

年度	原単位予測値 (単位：ℓ／人・日)	実績値 (単位：ℓ／人・日)
2007（平成 19）年	203	191
2008（平成 20）年	205	188

2009（平成21）年	207	189
2010（平成22）年	209	190
2011（平成23）年	208	189
2012（平成24）年	212	190
2013（平成25）年	214	191

(イ) 2012（平成24）年需要予測の場合

上記平成19年水需要予測の5年後に実施された平成24年水需要予測では、次表3のとおり、2014（平成26）年から右肩上がりに生活用水の需要が伸びるとされている（甲B1・39頁）。この点、平成19年水需要予測からみて若干の修正が行われているが、右肩上がりに需要が伸びるといふ根拠のない基本的な方向性に基づく安易な予測は何ら変わっていない。

表 3 平成 24 年水需要予測における被告佐世保市の生活用水原単位に関する予測値と実績値

年度	原単位予測値 (単位：ℓ / 人・日)	実績値 (単位：ℓ / 人・日)
2012（平成24）年	189	190
2013（平成25）年	189	191
2014（平成26）年	192	188
2015（平成27）年	194	—
2016（平成28）年	197	—
2017（平成29）年	200	—
2018（平成30）年	201	—
2019（平成31）年	202	—
2020（平成32）年	203	—
2021（平成33）年	205	—
2022（平成34）年	206	—
2023（平成35）年	207	—
2024（平成36）年	207	—

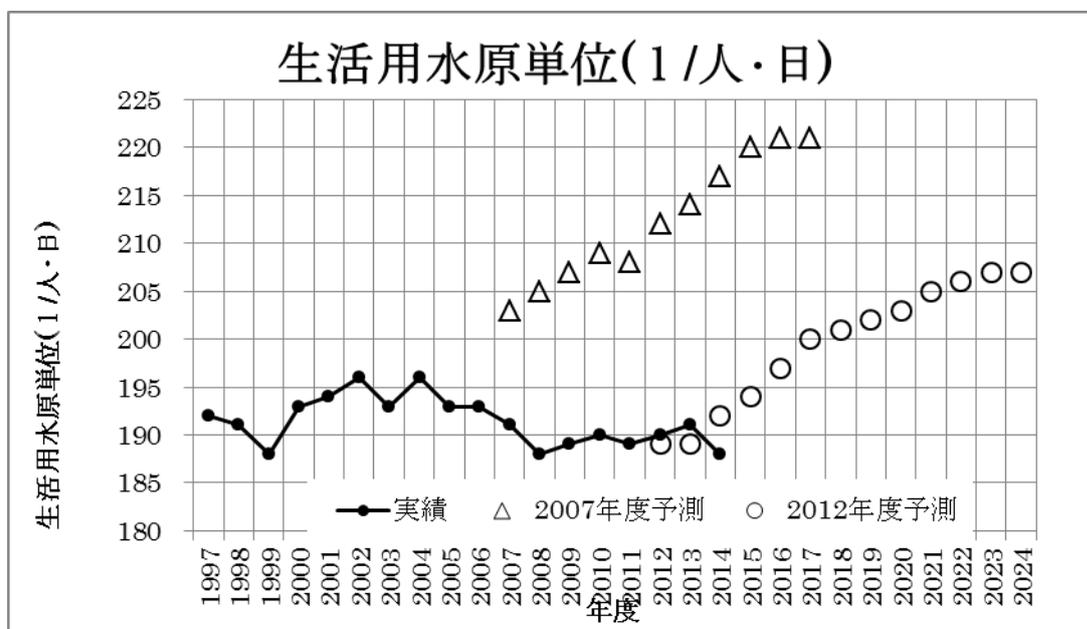
(ウ) 小結

以上のとおり，平成19年水需要予測と平成24年水需要予測，及び実績値を同じグラフ上に示すと下記グラフ1のとおりである（甲B4）。

このグラフを見ると，起業者らが「水需要が増加傾向にある」との結果を導くために，実績とは乖離した需要予測を行っているかが一目瞭然である。すなわち，需要時点で既に「実績」となっているものは動かしようがないので，そのまま記載した上で，どんなことがあっても数年後に，被告佐世保市が「希望する」需要量になるように遮二無二，数値を上げているのである。

このように，起業者らは，「増加傾向にあること」や「一般的な受忍限界を超えていること」との結論を強引に導くために，被告佐世保市の水需要の実態・実績値を何ら考慮することなく，恣意的な予測を繰り返し行ってきたものである。

グラフ 1 平成 19 年水需要予測と平成 24 年水需要予測における被告佐世保市の生活用水原単位に関する各予測値と実績値



オ 事業計画において目的とされていない渇水の防止を起業者らは市民に強調していること

起業者らは、佐世保市民に対し、石木ダム建設の必要性を語る上で、「平成6、7年の渇水の苦しみを繰り返してはならない」と繰り返し強調している。しかし、そもそも、石木ダム建設の必要性と平成6、7年の渇水は直結していない。その証拠として事業計画中に渇水対策は挙げられていないのである。

起業者らが事業計画に挙げていない渇水対策を市民に対し執拗に強調するのは、渇水への不安を徒に煽り、石木ダムがなくても水源は十分確保できているという事実を隠ぺいする目的であるといわざるを得ない。

カ 小括

このように、本来、被告佐世保市において、市民は現在水不足に悩んでおらず、将来的にこれ以上水が必要にはならないことが明らかであるにもかかわらず、石木ダム事業を強行するため、まず、石木ダム事業に必要な水需要を計算した上で、その計算値に合致するような「佐世保市民の水需要」をねつ造している。

しかも、それだけでは弱いと思ったのか、本来石木ダム事業とは無関係な「渇水対策」を市民向けに広報し、市民の石木ダム事業に対する理解を誤らせている。

この一事をもって石木ダム事業が必要性のない無駄な違法な事業であることは明らかである。

(3) 被告佐世保市の工場用水に関する水需要予測の誤り

ア はじめに

被告佐世保市は、石木ダムを作らなければ佐世保地区の水需要に対して供給力不足となる根拠の大きな柱のひとつとして、佐世保地区の工場用水の大幅な需要増加が見込まれることをあげている。

ところが、この工場用水の水需要予測は、被告佐世保市のでたらめな将来

の水需要予測の中でもとりわけひどいものであり、石木ダム事業の必要性を何が何でも作り出そうとする起業者の卑劣な企ての象徴的なものと断じざるを得ない。

以下詳述する。

イ 被告佐世保市の工場用水の需要予測

平成24年水需要予測によれば、佐世保地区の工場用水の需要は、2011(平成23)年度の実績として1日あたり1,890立方メートルであった(甲B1・51頁)。ところが、石木ダムの目標年度の2024(平成36)年度には小佐々地区水道施設統合分794立方メートル/日を含めて8,979立方メートル、つまり4.75倍にも増加すると予測している(甲B1・54頁)。

その一番の根拠は、被告佐世保市の工場用水の最大需要先である佐世保重工業株式会社(以下、「SSK」という。)の水道使用量が、2011年度の実績である1,166立方メートル/日からわずか4年後の2015(平成27)年度以降は、5,691立方メートル/日と4.88倍にも急増するという点である(甲B1・55頁)。SSKの水道使用量が、なぜこれほど急激に増加するのかという点と、平成24年水需要予測には、「SSKでは経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである。」という記載があり、船体洗い作業など修繕船事業の計画給水量だけで4,412立方メートル/日の増加を見込んでいるというのである(甲B1・56頁)。この点、事業認定庁も、石木ダム事業認定理由の中で、「大口需要の企業経営方針の転換等に対応するため」と指摘して、これを被告佐世保市の水需要増加予測の根拠として認めている。

ウ 被告佐世保市のSSKに関する工場用水需要予測の誤りと問題点

しかし、このような被告佐世保市の工場用水の需要予測は、全く根拠のない誤ったものである。

(ア) SSKの修繕船売上高2倍は起業者による虚偽説明である

まず、平成24年水需要予測における「SSKでは経営方針の変更に伴い、

修繕船の売上高を約2倍見込んである。」という記載自体、全くのでたらめである。すなわち、被告佐世保市や事業認定庁が指摘するSSKの「経営方針の変更」とは、2012（平成24）年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針（事業再構築について）」において、艦艇・修繕船事業の増強を発表したことを指している（甲B6）。ところが、SSKの艦艇・修繕船事業の売上高は、2011年度実績が約86億円（総売上高660億円×13パーセント）であるところ（甲B6・7～8頁）、「向こう3カ年の経営方針」における2014年度の艦艇・修繕船事業の売上高目標は100億円であり、2011年度実績の1,16倍にすぎない（甲B6・12頁）。さらに、SSKは、2013（平成25）年5月17日に「新中期経営計画」（甲B7）を発表し、数値目標を再検証した結果、2014年度の売上高目標の実現は困難な見通しになったとして、艦艇・修繕船事業の売上高目標を早くも下方修正し、2015年度の売上高目標は95億円と、2011年度実績のわずか1,10倍に修正した（甲B7・14頁）。通常「1,1倍」や「1,16倍」を「約2倍」とは表現するはずはなく、そもそも被告佐世保市が立てた工場用水需要予測の前提である「SSKの修繕船の売上高を約2倍見込む」（甲B1・56頁）こと自体が明らかに虚偽の説明であった。

(イ) SSKの売上高の実績は、2倍になっていない

しかも、SSKの修繕船事業の売上高は、2013（平成25）年度実績が70億7000万円、そして2014（平成26）年度実績に至っては38億9000万円であり（甲B8・2頁）、売上高は2倍になるどころか、2011年度実績から半分以下に大幅減少しており、もともとの「向こう3カ年の経営方針」における目標値（100億円）からすれば、6割以上も下回っている。

この点に関して被告佐世保市は、原告らが求めた公開質問に対する説明会において、「SSKでは経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである」という水需要予測資料の記載が明確な誤りであることを認

めた上で、「SSKは、修繕船事業を強化し、会社の事業全体における修繕船事業の比率を2倍にする方針というのが正確であり、従来1つのドックで行っていた修繕船事業を2つのドックで同時に行う可能性を見込んでいる」にすぎないことを過大に表現したと弁明した。

- (ウ) 仮にSSKの「売上高」が2倍になったとしても、水需要は2倍にはならない

SSKの売上高が、仮に2倍になったとしても、それがそのまま水需要の2倍につながるわけではないことは、素人目にも明らかである。まず、SSKが「水」自体を売る企業ならば、そうなるかもしれないが、SSKは造船業者、修繕事業者であり、売上高と水需要は必ずしも比例しない。

したがって、このような予測を建てるならば、SSKに対して、「売り上げが2倍になる場合、水使用量はどれくらいになるか」という点を調査しなければならない。

しかし、被告佐世保市は、かかる調査をすることなく、以下のような計算を「独自に」行っている。

被告佐世保市によれば、修繕船事業の4412立方メートル／日という数字は、2つのドックに1隻ずつ、合計2隻の修繕船が同時に入ったと仮に想定した場合の一日最大使用水量ということである（甲B1・56頁）。

「売り上げが2倍になる」とことと「2つのドックに2隻同時に入る」とがどういう関係になるのか、全く不明である。

- (エ) 一日最大使用量に過ぎない

上記で述べたように、この4,412立方メートル／日という数字は、一年間のピーク時のみに必要となる可能性があるとして想定した最大値を被告佐世保市が独自に算出した数字である。

しかもその修繕船が同時に2隻ドックインするような事態が、そもそも存在するのか、存在するとして、1年のうち何日くらい生じ得るのかについて

は、被告佐世保市は、SSKからの事情聴取すら行っておらず、市として全く把握していないのである。

(オ) 小括 被告佐世保市の需要予測は数字あわせに過ぎない

被告佐世保市は、SSKの修繕船事業の売上高が2倍になるという前提事実が全くの虚偽である点については、2013（平成25）年5月、被告長崎県を通じて問い合わせがあった時点で、事業認定庁に修正報告したと説明する。その真偽はともかく、そもそも起業者が殊更虚偽の前提事実を用いて、石木ダム事業の必要性を作出しようとする姿勢は、石木ダム事業の必要性が存在しないことを当の起業者自身が一番認識しているからに他ならない。

被告佐世保市は、SSKの修繕船事業を強化する経営方針が、石木ダム事業の必要性を基礎づける重要な工場用水需要予測の柱だとしながらも、修繕船が同時に2隻ドックインする日の頻度はおろか、その有無さえ調査検討しておらず、そもそも「4,412立方メートル／日」という一日の最大使用水量の需要がある日が実際あるのかどうかさえ不明である。万が一、被告佐世保市が想定する一日最大使用水量が生じる日があったとしても、その日数が、ごくごくわずかなものであれば、わざわざ1年間フルにその需要に見合う容量を賄う石木ダム事業を作るまでの必要性はないはずである。

ところで、被告佐世保市の基幹産業であったSSK自体も経営状況が悪化し、2014（平成26）年10月には、株式会社名村造船所に吸収合併され完全子会社となった。少なくとも、今日現在、SSKの水需要が被告佐世保市の予測量を大幅に下回っていること、そして今後も増える可能性が極めて低いこと、は明らかである。

以上より、「4,412立方メートル／日」という数字は、単に被告佐世保市が独自に試算した何ら客観的な根拠に基づかないものであり、石木ダム事業の必要性を作出するための「数字あわせ」の過大な需要予測、被告佐世保市が、石木ダム事業を進めるためには「そうあってほしい」、「そうあっ

てもらわないと困る」結論ありきの需要予測と断じざるを得ない。

エ S S K以外の工場用水需要予測の誤り

(ア) はじめに

S S K以外の小口需要の工場用水についても、被告佐世保市の需要予測は明らかに誤っている。

平成24年水需要予測によれば、被告佐世保市の工場用水使用量は全体として明らかに減少傾向が続いており、小口需要先だけをみると、2011年度（平成23年度）実績の724立方メートル／日は、1994年度（平成6年度）実績の1,759立方メートル／日の41パーセント程度にまで落ち込んでおり、2006年度（平成18年度）以降の実績値として1,000立方メートル／日を超えた年度はない（甲B1・51頁）。

それにもかかわらず、被告佐世保市は、平成24年水需要予測において、「現状は渇水の影響を強く受けており、最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高い」（甲B1・52頁）として、2017年度（平成29年度）以降は、過去20年平均である1,114立方メートル／日（2011年度実績の1.5倍）に恒常的に増加するとしている（甲B1・55頁）。

しかし、被告佐世保市のかかる予測に、何らの合理的根拠がないことは明らかであり、事実、被告佐世保市の工場用水の需要予測と実績は大きく乖離している。

(イ) 被告佐世保市の工場用水の需要予測と実績の乖離

A 平成19年水需要予測

生活用水の項でも述べたが、被告佐世保市の石木ダム事業の必要性を作出するための結論ありきの需要予測は工場用水に関しても繰り返行われている。

平成19年水需要予測では、S S K以外の小口需要については、何の合

理的根拠もなく、過去20年の実績のうち、2番目に大きい数値を目標（平成29年度）に設定し、またSSKについても、「今後景気回復に伴い、水量が増加していく可能性があることから、現在よりもある程度の水量増を見込む必要がある」という極めて杜撰な根拠で、過去20年の実績のうち、2番目に大きい数値を目標（平成29年度）に設定し、その途中年度は、直線的に増加するという予測を立てていた（甲B3・33～35頁）。

B 平成19年度以降の工場用水の実績

しかし、かかる被告佐世保市の需要予測が、何らの合理的根拠に基づいていないものであることは、その需要予測根拠の薄弱さからも明らかであるが、次表4のとおり、実績値と比較しても、当初の2年間こそ実績値が予測値を上回ったが、2009年度（平成21年度）以降は、工場用水の実績は予測値を下回り減少する一方であり、その需要予測と実績値は1日あたり約800～2,800立方メートルと著しい乖離が生じている（甲B2）。

このように、被告佐世保市の工場用水の年間有収水量は年々減少し続けており、まさに被告佐世保市が何らの合理的根拠に基づかずに需要予測を行ったことは、日々の現実の利用状況実績によって証明され続けているといえる。

表4 平成19年水需要予測における被告佐世保市の工場用水に関する予測値と実績値

年度	予測値 (単位：m ³ /日)	実績値 (単位：m ³ /日)
2007（平成19）年	2,321	2,505
2008（平成20）年	2,623	2,717
2009（平成21）年	2,923	2,096
2010（平成22）年	3,224	2,096
2011（平成23）年	3,525	1,890
2012（平成24）年	3,826	1,969
2013（平成25）年	4,024	1,436

2014（平成26）年	4,222	1,452
2015（平成27）年	4,419	
2016（平成28）年	4,618	
2017（平成29）年	5,245	

(ウ) 小括

以上のように、被告佐世保市の工場用水の需要予測は、平成19年水需要予測の誤りが、その後の実績値を踏まえて修正されるどころか、先に述べた最新の平成24年水需要予測においては、さらに、架空の修繕事業の水需要を捏造して、将来の水需要を不当に増大させるなど、一層ひどくなっている。

すなわち、被告佐世保市の工場用水の需要予測は、石木ダム建設の必要性を殊更作り出すための数字合わせにすぎず、何ら客観的な根拠に基づかないものであり、到底、石木ダム事業の必要性の根拠とはなり得ない。

(4) 被告佐世保市の業務営業用水に関する水需要予測の誤り

ア 被告佐世保市の業務営業用水量の需要予測

平成24年水需要予測によれば、被告佐世保市の業務営業用水量の需要は、2011（平成23）年度の実績である17,486立方メートル／日から、目標年度の2024（平成36）年度には小佐々地区水道統合分321立方メートル／日を含めて23,323立方メートル／日、つまり1,33倍も増加すると予測している（甲B1・46～48頁）。その根拠は、①小口需要先の需要が観光客数の増加に対応して増加する、②大口需要先である米軍と自衛隊については過去最大値を採用する、③新規分の需要が見込めるというものである。事業認定庁が、事業認定理由の中で、「観光客数の増加」というのはこのことを指摘している。

しかし、以下述べるとおり、その予測はいずれも工場用紙の需要予測同様、根拠のない不合理かつ恣意的な予測である。

イ 被告佐世保市の業務営業用水量の需要予測の誤りと問題点

(7) ①小口需要先

小口需要先は、業務営業用水の需要の約8割を占めるが、被告佐世保市は、観光客の増加に対応して需要が増え、小口需要先は、2011年度実績の14,703立方メートル／日から、目標年度の2024年度には17,359立方メートル／日と、1.18倍に増加するとしている（甲B1・49頁）。

確かに、被告佐世保市の観光客数は増加傾向にあるが、業務営業用水量の需要が観光客数の増加に対応して増えるというのは、因果関係が全く不明であり、合理性がない。

事実、被告佐世保市の観光客数は、2014（平成26）年には、対前年比で9%増えているが、同じ時期の業務営業用水量の需要は、対前年比で2.4%減少しており、そもそも観光客数と業務営業用水量の関連性がないと言わざるを得ない。

(i) ②大口需要先

被告佐世保市は、米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値（米軍は2000年度の2,279立方メートル／日、自衛隊は1987年度の1,955立方メートル／日）が2017（平成29）年以降続くと予測しているが（甲B1・49頁）、この予測にも何ら根拠がないことは明らかである。

ウ 被告佐世保市の業務営業用水の需要予測と実績の乖離

(7) 平成19年水需要予測

平成19年水需要予測では、業務営業用水についても、何の合理的根拠もなく、過去20年の実績のうち、2番目に大きい数値を目標（平成29年度）に設定し、その途中年度は、直線的に増加するという予測を立てていた（甲B3・27～29頁）。

(i) 平成19年度以降の業務営業用水の実績

しかし、かかる被告佐世保市の需要予測が、何らの合理的根拠に基づい

ていないものであることは、その需要予測根拠の薄弱さからも明らかであるが、次表5のとおり、実績値と比較しても、2007年度（平成19年度）以降は、予測値が上昇し続けるのと正反対に、業務営業用水の実績は減少する一方であり、その需要予測と実績値は1日あたり約1,000～5,900立方メートルと著しい乖離が生じている（甲B2）。

表5 平成19年水需要予測における被告佐世保市の業務営業用水に関する予測値と実績値

年度	予測値 (単位：m ³ /日)	実績値 (単位：m ³ /日)
2007（平成19）年	20,789	19,755
2008（平成20）年	21,172	18,330
2009（平成21）年	21,554	18,323
2010（平成22）年	21,931	17,797
2011（平成23）年	22,144	17,486
2012（平成24）年	22,355	17,224
2013（平成25）年	22,568	17,286
2014（平成26）年	22,781	16,873
2015（平成27）年	22,993	
2016（平成28）年	23,206	
2017（平成29）年	24,597	

エ 小括

以上のとおり、佐世保地区の業務営業用水量が1.33倍も増加するという需要予測は、何ら客観的な根拠に基づかない誤ったものであり、石木ダムの必要性を殊更作り出すための恣意的予測と言わざるを得ない。

(5) 石木ダムがなくても水源は足りていること

ア 起業者ら側の説明

起業者らは、佐世保地区の水源に関して、①現在、佐世保地区は1日あたり10万5,500立方メートルの水源があるが、安定した水源は7万7,000立方メート

ルであり、残り2万8,500立方メートルは不安定な水源であること、②一方、将来的には11万7,000立方メートルの水源が必要であること、③したがって安定的な水源として4万立方メートルが必要であり、それを石木ダムによって補おうとしていることを説明している。

イ 被告佐世保市は不安定取水に依存していない

(ア) はじめに

上記のとおり、起業者らは、いかにも水源が足りないかのように述べるが、それは実態に反するばかりか、水利権に関する法的な説明に合致しない。起業者らの水源に関する説明は、被告佐世保市民ばかりか事業認定の判断を誤った方向に導くものであって許されない。

以下、詳述する。

(イ) 「不安定水源」という説明の誤り

そもそも、起業者らは「不安定水源」という用語を用いるが、そもそもこのような法律用語は存在しない。法的に語られる用語として近似するのは「不安定取水」である。ここでいう「不安定取水」とは、「河川流量が豊富な時には取水が可能であるが、河川流量が少なくなる渇水時には取水することが困難となる河川からの取水で、流量が基準渇水流量を超えた時のみ取水できる」という意味である。

さらに、「不安定取水」の対義語は「安定取水」であるが、この「安定取水」には許可水利権と慣行水利権が含まれており、慣行水利権が認められた水源は、安定的な取水が可能な水源として分類されている。

すなわち、慣行水利権は「(法的に)不安定」な「水源」ではない。起業者らは慣行水利権をあたかも取水量の「不安定」な「水源」であるかのように説明し、実態に反して、継続的な取水が困難であるかのような印象付けを行っているのである。

そして、事実、被告佐世保市の慣行水利権からの取水は安定している。

ウ 水源は長年に亘って足りていること

佐世保地区の水源は、石木ダムを建設せずとも、慣行水利権を含めて、安定的に取水可能な実態が存する。このことについて、一日最大給水量の点から考察を加える。

下記表6は、各年において、最も給水（取水）を要した日の給水量の実績を示したものである。これを見ると1997年（平成9年）年以後、一日最大給水量は7万7,000立方メートルを大幅に超えている。ここで、7万7,000立方メートルを目安としたのは、起業者らがいう「安定した水源」から給水できる量が7万7,000立方メートルと述べているからである。

仮に、起業者らの説明を前提にすると、安定的な水源からの給水できる7万7,000立方メートルを超える部分は「不安定水源」から給水したことになる。すなわち、佐世保地区においては、長年の間、「不安定水源」から約2万から3万立方メートルを超える給水を継続してきたことになるのである。

このような給水の実態に鑑みれば、起業者らがいう「不安定水源」は、とりもなおさず安定した水源であることを認めざるを得ない。しかも、慣行水利権は許可水利権同様、強い権利性を有しており、法律上も何ら問題がない。

それにもかかわらず、起業者らが、「不安定な水源」と言い張るのは、石木ダム建設という結論が先にあり、これを実現させるためには水源が不足しているとの説明をしなければならないから、である。

表6 一日最大給水量の実績の推移（甲 B1・62 頁,甲 B2）

1997（平成9）年	96,431 m ³
1998（平成10）年	95,580 m ³
1999（平成11）年	101,510 m ³
2000（平成12）年	95,400 m ³
2001（平成13）年	100,830 m ³
2002（平成14）年	94,900 m ³
2003（平成15）年	96,180 m ³

2004（平成16）年	93,610 m ³
2005（平成17）年	89,130 m ³
2006（平成18）年	93,210 m ³
2007（平成19）年	92,440 m ³
2008（平成20）年	85,660 m ³
2009（平成21）年	82,417 m ³
2010（平成22）年	82,444 m ³
2011（平成23）年	80,240 m ³
2012（平成24）年	80,941 m ³
2013（平成25）年	79,811 m ³
2014（平成26）年	77,099 m ³

(6) 小括 石木ダムがなくても水源は足りていること

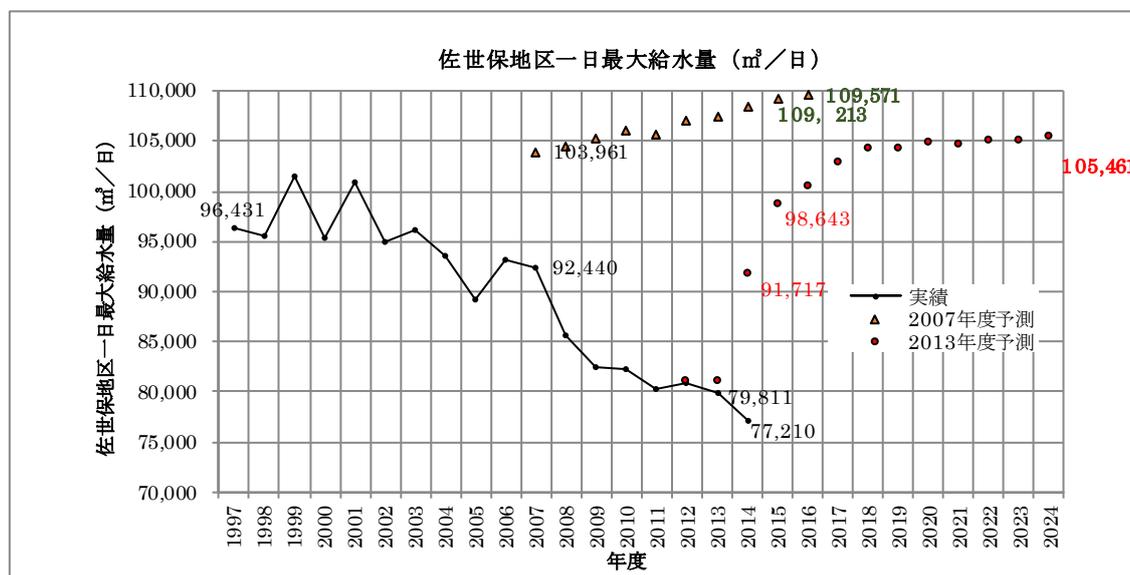
以上、生活用水、工場用水、業務営業用水、そして水源の確保の点から考察してきたが、いずれの観点からも、起業者らが行った需要予測は、被告佐世保市の水需要の実績や実態を反映したものではなく、結論ありきの数字合わせに過ぎないことが明らかである。

そのことを端的に表したものが、下記グラフ2である（甲B5）。

生活用水、工場用水、業務営業用水全体の水需要は年々下がり続けていることが一日最大給水量のグラフによって明らかである。その一方で、起業者らは、2007（平成19）年及び2012（平成24）年に実施した需要予測において、繰り返し過大な見積もりを行っている。起業者らの需要予測と実績値の乖離は大きくなるばかりである。

このように、起業者が行った利水に関する石木ダム事業の必要性が、でたらめな予測に基づいていること、実際にも、明らかにそのような需要がないことからして、石木ダム事業が少なくとも利水に関しては全く必要のない事業であることは明らかである。

グラフ 2 佐世保地区の一日最大給水量の実績値



3 治水事業としての問題点

(1) はじめに

本項では、石木ダム事業の目的のうち治水に関する計画がでたらめあることについて述べる。利水のみならず、治水の面でも石木ダム事業はその基礎となる数値等のデータが適正なものとは言えず、また十分な検討を経たものとは到底評価できない。すなわち、石木ダム事業は治水の面からも石木ダム事業はその必要性・合理性を欠く違法な事業であることは明らかである。

本稿では、まず一般的な治水計画の策定手順、本事業における治水計画の内容について述べた上で、①治水安全度の設定内容の不合理性とこれによる治水効果の限定、②基本高水流量の設定が不合理である点、③石木ダムの建設をしなくとも河道整備のみで十分である点、④過去の洪水の原因の分析がなされていない点、⑤他の治水案の検討が不適切である点について述べる。

(2) 治水計画の一般的策定手順

はじめに、一般的に治水計画を策定する際の手順について説明する。

- ア まず、どの程度の降雨まで安全に河川の水を流下することができるかという計画規模を定める。この安全の度合いを「治水安全度」という。例えば30年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/30年」、100年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/100年」と言う。
- イ 次に、「計画雨量」を決める。「計画雨量」は治水安全度に応じた最大降雨量となった場合、洪水ピーク流量を含めた流量に影響をもたらす連続降雨期間（集水域が狭い場合は数時間、広い場合は24時間もしくは48時間）についての過去の実績降雨データから確率計算で算出する。例えば治水安全度を1/100年とし、洪水流量に影響をもたらす連続降雨期間を24時間とした場合、過去の降雨データから100年に1度発生するであろう24時間最大降雨量を算出し、これを「計画雨量」とする。また、ある河川での降雨を想定した場合、降雨の場所・時間・量によって当該河川に流出する洪水流量が異なる。そこで、過去のデータから複数の降雨パターン（降雨量の変化、時間ごとの降雨量分布）を検証した上で、計画上想定する雨の降り方（降雨パターン）を決定する。
- ウ 最後に、「基本高水流量」を決定する。「基本高水流量」は、「計画雨量」の雨が、採用した降雨パターンにて流域に降った場合に、雨がそのまま川に流れ出るとした場合の河川の流量のことである。降雨パターンは、簡単に言えば雨が多くなったり、少なくなったりする時間的变化が、過去に発生した洪水時にどのようになっていたかを再現したものである。ダム等の洪水調整を行わない状態で、河川にどの程度水が流れるかを計算した流量のことである。この「基本高水流量」を当該河川の最終的な治水目標流量（当該河川においてその流量となった場合でも河川の氾濫などが発生しないようにする目標となる流量）とする。
- エ これらを基礎に、洪水調整を行い安全に流下できるよう治水計画が策定される。

なお、「基本高水流量」からダムや調節池などの洪水調節の量を差し引いて川に受け持たせる流量のことを「計画高水流量」という。一般的には、以上の各情報を順番に検討して、具体的な治水計画が策定される。

(3) 川棚川水系河川整備計画における治水計画

ア 被告長崎県の策定した川棚川水系河川整備計画及び被告長崎県が説明会にて行った説明では、治水計画について次のような説明がなされている（甲C1・9～11頁,甲C2・3～5頁）。

まず、川棚川のうち石木ダムの設置予定のある石木川と合流する地点より下流については1/100年の治水安全度とし、この合流地点より上流では1/30年の治水安全度としている（甲C1・9頁）。

そして、100年に一度の確率で発生する降雨量（計画降雨）について、最大24時間雨量を400mm、最大3時間雨量を203mmとなると設定している（甲C2・3頁）。

その上で、この最大雨量（24時間雨量が400mmとなり、かつ3時間雨量が203mmとなるように）を過去の9洪水の降雨パターン（雨量の分布パターン）に当てはめた（甲C2・4～5頁）。「降雨パターンに当てはめる」というのは、各降雨パターンごとに24時間雨量、3時間雨量がそれぞれ最大（400mm、203mm）となる数値に設定をして、川棚川の流量がどのようになるかをシミュレーションすることである。

このようにして、過去の9洪水の際の降雨パターンにて計画雨量が降ったことを想定した場合のそれぞれの川棚川に流れ出す流量パターンを描き、その中で川棚川の流量ピークが最大となった（昭和42年7月9日洪水のパターン）流量（1,391.1立方メートル/秒）を採用している。

そして、これ（最大流量の10立方メートル単位の切り上げをした数字である1,400立方メートル/秒）をもって「100年間で予想される一番大きな流量」と考えて基準点である山道橋地点における基本高水流量を1,400立方メー

ル／秒としている（甲C2・5頁）。

このようにして算出された基本高水流量1,400立方メートル／秒を既存のダムである野々川ダムと石木ダム事業たる石木ダム併せて270立方メートル／秒の洪水調節（川棚川への流出流量の調節）を行い、計画高水流量を1,130立方メートル／秒とする計画となっている（甲C1・11頁）。

イ 以上を簡単にまとめると、「100年に一度川棚川に1,400立方メートル／秒の流量が流れる可能性があることを前提に、この流量となる豪雨が発生した場合に既存の野々川ダムと新設する石木ダムで合計270立方メートル／秒の洪水調節を行い（ピークカット）し、基準点となる山道橋付近にて最大流量を1,130立方メートル／秒となるようにする」というのが、被告長崎県の石木ダム事業における治水計画である。

(4) 石木ダム事業の問題点

ア ① 恣意的に設定された治水安全度

(ア) 川棚川水系河川整備計画では、治水計画について川棚川のうち石木ダムの設置予定のある石木川と合流する地点より下流については1/100年の治水安全度とし、合流地点より上流では1/30年の治水安全度としている（甲C1・9頁）。

しかしこのように一つの河川において段階的な治水安全度の設定をすると、川棚川にて「治水安全度1/100年」として想定した豪雨が発生した場合には、次項で述べるように、治水安全度の高い下流域で河川が氾濫(越流)する以前に、治水安全度の低い上流域で先に河川の氾濫が発生してしまうこととなる。

(イ) 川棚川の石木川合流点よりも上流の地点は、全て治水安全度は1/30対応のままなので、1/100の治水安全度とした場合にて設定した基本高水流量が流れることが想定された降雨状況の場合には、同合流地点よりも上流の地点にて流下能力流量を超える流量の水が流れてくる。このため、100年に一

度の豪雨が降った場合には、石木川との合流地点よりも上流部にて流下能力流量を超えた水は川棚川の外部へと越水してしまい、基準点となる山道橋付近では既に大幅に流下してくる水量は減少することとなる。このため、基準点である山道橋付近を含めた下流域では、河川整備計画にて想定していたような流量（基本高水流量）とはなりえない。仮に計画雨量の降雨があっても、石木ダムの有無にかかわらず、石木川合流地点よりも下流域では大きな氾濫は起きず、これよりも上流地点の流下能力の乏しい区間にて多大な氾濫が発生するのである。

(ウ) 確かに、過去に発生した水害時には、未だ河道整備が不十分であった下流地点においても越流が発生した可能性があるが、後述のようにその後に策定された河川整備計画では1,130立方メートル／秒もの流下能力を確保することが予定されている（甲C1・11頁）。このため、従前の洪水被害時とは、整備がなされる石木川合流地点以下の下流の流下能力の状況は全く異なる。

(エ) このように、現実には連続している上流と下流の治水安全度に差異を設けた上、下流のみを切り取って殊更治水安全度を上げたのは、治水安全度を上げなければ石木ダムの必要性を作出できなかつたがために他ならず、かかる治水安全度が恣意的に設定されたとの評価を免れない。

したがって、現実には連続性ある河川につき、石木ダムありきで恣意的に治水安全度が設定されている点において、かかる治水安全度の設定に何ら合理性はなく、この治水安全度を前提にした石木ダム建設にも何ら合理性がなく、公益につながるものではないことは明白である。

イ ②設定された基本高水流量の不合理性

(ア) 事業認定告示及び川棚川河川整備計画では、「基本高水流量」（計算上出てくる大雨の場合に到達するであろう川棚川の流量）を1,400立方メートル／秒としている（甲C1・11頁）。起業者の設定した基本高水流量とされる

1,400立方メートル／秒は、実際には100年に一度も発生する可能性はない極端に過大な流量になっている。「基本高水流量」は治水計画策定の前提となる重要な数値である。かかる数値に合理性があるか否かは同計画の合理性の有無に直結する問題である。

(イ) まず、実績として川棚川ではこれまで1,400立方メートル／秒の流量となったことは記録上一度もない。すなわち、記録上川棚川の洪水時の流量が最大となったのは、1948年（昭和23年）9月に発生した水害時であった。その際の川棚川の流量は、1,018～1,161立方メートル／秒の流量であった（甲C3・2頁表1,1）。このため、設定された基本高水流量1,400立方メートル／秒をはるかに下回っている。したがって、被告長崎県の考える基本高水流量は、実績値をはるかに上回る異常な数値であることは明白である。

(ウ) ところで、先述のとおりかかる数値は次のように算出されたものである。

まず、確率計算より100年に1回の最大雨量を24時間雨量400mm、3時間雨量を203mmと設定した。そして、この条件を過去の9洪水（の降雨パターン）に当てはめて（降雨量を引き伸して）、もっとも大きなピーク流量が得られた1967年（昭和42年）7月9日洪水型にて算出された1,400立方メートル／秒を基本高水流量としている甲C2・3～5）。簡単に言えば、100年に一度の確率で24時間に400mmかつ3時間で203mmの量の雨が降る可能性があり、さらにその際の雨の降り方を短時間（約1時間）に勢いよく降った1967年（昭和42年）7月9日豪雨の降り方を想定して引き伸ばしている。

(エ) 確かに、24時間の雨量400mm、3時間雨量203mmとなることは100年に1度発生する可能性はあるかもしれない。しかし、かかる雨量の降雨となることと、100年に一度1,400立方メートル／秒の流量となることは同じではない。降雨パターン(雨の時間分布)についての生起確率の検討をしていないからである。すなわち、整備計画における確率計算はあくまで100年に一度発生する24時間と3時間の降雨最大量の計算のみであり、どのような雨の降

り方が発生するか（これにより最大流量が大きく変化する）については確率計算から除外している。

- (オ) 被告長崎県は9パターンの降雨パターン(雨量分布)のうち、1967年（昭和42年）7月9日洪水型の集中豪雨のような降雨パターンを採用している（甲C2・4頁④図,同5頁）。

ここで採用されたパターン自体、被告長崎県が水害事例として挙げた9つのパターンのうちの1パターンにすぎない。また、この降雨パターンは、1時間に集中して約138mmの降雨があり、他の時間帯はその3分の1未満という極めて特殊な雨の降り方となっている。

最大降雨量を算出した時点で100年に1回発生する最大降雨量の確率計算となっているのであるから、既に確率としては最大降雨量の発生する確率の算定までにおいて100年に1回の発生確率となっている。その上で様々な降雨分布のうち、特殊な降雨分布となるパターン1967年（昭和42年）7月9日洪水型を採用しているため、明らかに1/100年よりも発生確率は低いはずである（過去の実績豪雨のうちこのパターンと同程度の集中豪雨の降雨パターンとなる確率は9事例中でも他にはない）。

本来は採用する降雨パターンを決定する際に、単に24時間と3時間降雨量が最大降雨量となる確率だけでなく、流域への1時間あたりの降雨の量(降雨強度)についてもそれが生じる確率を考慮する必要がある。しかし、起業者はことさらにかかる降雨強度の発生確率の検討を捨象して、最大降雨量の発生確率のみをもって1/100年としているのである。

- (カ) このように、整備計画にて想定する基本高水流量（1,400立方メートル／秒）となる場合は、i)100年に1度の最大洪水流量をもたらす24時間と3時間降雨量が100年に1回の確率であり、かつii)1967年（昭和42年）7月9日洪水型の降り方（降雨分布）となる(iとiiが同時に発生する)場合なのであるから、そのような降雨状況となる確率が、100年に1回よりもさらに大幅

に低いことは明白である。

- (キ) 先述の川棚川で実際に発生した流量実績の数値（1,018～1,116立方メートル／秒,甲C3・2頁表1,1）から見ても、1,400立方メートル／秒という数字はあまりにもかけ離れた数値であり、異常な値である。後述のように、川棚川の流下能力は整備計画上1,1130立方メートル／秒とすることとなっている（甲C1・11頁参照）ため、起業者らとしてはこの数値をはるかに上回る「基本高水流量」を設定したかったものと思われるが、実績値を考慮すれば基本高水流量の設定を高くとも1,116 m^3 ／秒程度とすべきところである。

しかも、川棚川には上流に既に野々川ダムがあり、このダムで80立方メートル／秒の調節効果があることから、石木ダムを必要と主張する起業者としては（整備計画上の流下能力1,130立方メートル／秒+野々川ダム調節能力80立方メートル／秒で）少なくとも基本高水流量は1,210立方メートル／秒を大きく越える数字でなければ、堤防の整備のみで治水目的は十分に達成できてしまうのである。

- (ク) したがって、1,400立方メートル／秒の基本高水流量は、単に石木ダムの建設を目的として恣意的に設定した数字にすぎず、本来的には実績値を参考として1,116立方メートル／秒程度とすべきであった。

治水計画の前提となる基本高水流量について、かかる不合理な設定をなしている以上、本件ダム事業そのものに合理性が欠けることは明らかである。

ウ ③河道整備のみで十分な治水対策となる点

川棚川水系河川整備計画では、治水計画として河道の整備を行うとともに石木ダムを作ることとされている。この河道整備の目標は、起業者被告長崎県によれば1,130立方メートル／秒(基準点である山道橋地点)の流量まで安定して下流へと流すことができることとされている。

これまでに大きな水害が4回記録されていることは先に述べたとおりであるが、それらの大洪水の際にも川棚川の流量が1,130立方メートル／秒を越えたことは記録上一度もない（甲C3・2頁表1,1）。言い換えると、実績データからは石木ダムがなくても、河道の整備さえ計画通りに行えば川棚川の石木川合流点下流域で洪水被害が発生することはない。

石木ダムがなくとも過去の水害時の雨の降り方であれば（河道の整備をなすことで）洪水被害は発生しないのであるから、事業認定告示や事業認定申請書において事業の公益性の説明として過去の洪水被害を被害実績事例として引用している（甲A1・第4の第3項）こと自体、不合理であり、誤導と言わざるを得ない。

したがって、石木ダム事業はそもそも不要であり、現在必要な治水対策としては河道の整備で十分である。したがって、石木ダム事業には公益性・必要性が皆無と言わざるを得ない。

エ ④洪水の原因の分析がなされていない

公益目的として、将来の水害を防止するのであれば有効な治水計画を策定するためには、過去の水害の原因を研究することは不可欠である。もし、川棚川下流の過去の洪水の原因が川棚川の越流による外水氾濫ではなかったならば、石木ダム事業によって洪水は防げないことになる。そうなると、石木ダム事業を建設するという無駄な事業をするだけでなく、本来必要な洪水対策事業もされず、二重に国民の利益に反するからである。

しかし、これまでに起業者は過去の水害の原因分析はほとんど行っていない。河川の越流による洪水被害があったことが前提として計画高水流量を低く抑える治水計画がなされているものの、過去の洪水時における科学的調査等は一切行われていない（甲C2・7から10頁）。

地域住民からは、川棚川流域で発生した水害の原因について、「内水氾濫」（低地に降った雨が河川等に流出できなかったことによって氾濫する場合）

や支流の氾濫（川棚川の支流が陸域へ氾濫して越流した場合）、川棚川への側溝逆止弁閉め忘れによる堤防内地への逆流の可能性等の要因を複数指摘がなされているにもかかわらず、事業者は適切な調査・原因追及をしていない。

川棚川流域の住民の生命・財産を守る公益目的が現実にあるのであれば、川棚川流域の水害の原因を確実に調査して、科学的に判明した原因に応じた治水計画を策定すべきであるが、起業者はこれを怠っているのである。かかる調査・分析を怠った前提での治水計画にはそもそも治水計画としての合理性に欠けることは明らかであり、公益性がないものと言わざるを得ない。

先述のように、これまでに発生した水害時と同様の川棚川の流量であれば、計画通りの河道整備のみでも越流による洪水被害は防ぐことができる。このため、治水対策をするとしても既に計画がなされている河道整備さえしっかりと行えば越流による氾濫は防止することができる。そして、過去の洪水の原因が越流ではなく他の要因による場合には川棚川の流量を調整する石木ダムでは、現実的な治水対策とならない。

したがって、石木ダム事業においてはダムの建設が効果的な治水対策となること自体について何ら合理的根拠を有しない。すなわち現実的に治水効果を有する事業とは到底評価しえないのである。石木ダム事業にはかかる観点からも事業の必要性がないことは明らかである。

オ ⑤他の治水案の検討が不適切である点

(ア) 代替案検討の必要性

石木ダム事業が、原告らの有する土地等の財産を強制的に収用するものである以上、その収用される財産の範囲は必要不可欠な範囲に限定されなければならない。また、ダム建設は多額の税金を投入する事業であるから、より安価に同一の目的・効果を達成できる方法（代替案）があるのであれば、これによるべきである。かかる視点から、石木ダム事業の必要性の判断においては適切に代替案の有無を検討することは必要不可欠である。権

利の侵害を受ける者らに対する侵害の程度がより制限的なものがあるか否か、または投入される税金の金額（事業費）がより少ない手段があるか否か、これが適切に評価されて初めて石木ダム事業の必要性が基礎づけられる。

ところが、石木ダム事業においては以下に述べるとおり、適切に代替案を検討してきていない事情が明らかとなっている。

(イ) 代替案と比較する際の石木ダム事業の事業費について

この点、起業者は、石木ダム建設の完成までに要する費用を、残事業費のうちの治水割合47パーセント及び維持管理費等合計77億円と設定しているようである（甲C4・64頁）。しかし、ここでは現実にダム建設のために、今後起業者らが現に負担することが予想される費用を全て計上する必要がある。前述のように、石木ダム事業において利水目的において事業の必要性がないことは明確である上、ダム建設事業そのものは治水・利水とで不可分一体となっている建設事業なのであるから、少なくとも残事業費142億円（平成26年度以後の残事業費として公表されている金額、甲C4・64頁参照）の全てを石木ダム事業のために要する費用として計上すべきである。また、これまで起業者は石木ダム事業の過去に算定した事業費は公表しているものの、現時点において今後石木ダム事業を完成させるために必要となることが見通せる事業費については一切明らかにしていない。石木ダムの事業期間については、計画がなされてから50年間にもわたって建設がなされておらず、しかも起業者は直近では平成27年8月にも工期を6年間も延長する方針を明らかにしている。さらに、東日本大震災及び東京オリンピックなどにより（人件費・材料費など全ての建設工事費目にて）建設費用は数年前と比較しても大幅に高騰しているのは公知の事実である。かかる事情からすれば、実際に石木ダム事業を完成させるために必要となる費用は、起業者らが当初想定していた費用を大幅に上回るものとなっているはずで

ある。

したがって、比較の対象とすべき事業費は、少なくとも既存の残事業費142億円に加えて、実際には現在までに判明している事情の変更(工期の延長・工事費用の高騰)により加算すべき費用をこれに加えた現実的な費用を代替案との比較対象となる事業費とすべきである。

(ウ) 「ダム中止に伴って発生する費用」を代替案へ加算している

この点、起業者らは石木ダム事業以外の治水対策案(代替案)の実現に要する費用として、ダム中止にともなって発生する費用「62億円が発生する」としている(甲C4・66頁)。起業者である被告長崎県に、かかる中止に伴う費用の内訳を確認すると、ダム中止に伴う費用の内訳は、①付け替え道路完成にかかる費用、②既買収地の維持管理費用(50年間分)、③仮設水道維持管理費用(50年間分)、④過年度事業費に対する利水負担費用(被告長崎県が被告佐世保市に対して支払うかもしれない費用)とのことであった。

しかし、①付け替え道路費用は専らダム建設を行う場合に必要となる費用であって、ダムを建設しない場合に新たに発生する費用ではない。また、②(既買収地の維持管理費用)及び③(仮設水道維持管理費用)については、代替案の実現のために必要となるものではない。しかも、これらについては何ら法令等の根拠なく50年間の長期にわたる期間に相応する管理費用を算出している。しかも②(買収地の管理費用)については買収地の活用や譲渡等の処分も一切検討せずに費用のみを積み上げている。加えて、④過年度事業費に対する利水負担費用については、起業者である被告佐世保市と被告長崎県との間でかかる費用の支出の合意をなしているものではない。そうである以上、被告長崎県にとっては何らこれを負担する義務のない費用である。また、被告長崎県としてもかかる費用を支出するつもりはない。単に、支出する可能性がないわけでもないというレベルのものを

数字として積み上げてみただけである。

以上のとおり、起業者である被告長崎県が行った治水代替案検討においては、62億円もの巨額の費用を、現実に代替案の実行のために必要とならないにもかかわらず、全ての代替案の予想事業費に上乗せして、各代替案に必要な費用見込みを過剰に高額なものと評価している。

ダム建設の中止をすればそれ自体で今後新たに62億円もの費用が発生する理由は一切ない。また、今後石木ダムを建設することによって前述の事業費の支出はなくなる上、中止によって新たにかかる費用を上回る利益(地権者への権利侵害が防止でき、環境への影響が回避できる)がある。

このように考えると、ダムを中止することによって発生するとされている費用は、現実に代替案の実行のために必要となる費用ではなく、単にダム建設を行うために代替案の評価を下げるために恣意的に計上されているだけのものであることは明らかである。

(エ) 河道整備の進行により必要な代替案が変化している点

A 川棚川水系河川整備計画が定められて後、川棚川本流の河道整備は順調に進んでいる。そして、前述のとおり、近い将来、川棚川の河道は十分に整備される結果、これまでの水害時と同程度の降雨状況であれば、今後洪水被害は発生しないこととなる。すなわち、起業者である被告長崎県によれば、(ア)河道整備が順調に行われた場合には、基準点である山道橋付近では1,130m³/秒の流量まで安全に下流へ流すことができる。また、河道整備は技術的に困難というわけではないので行う予定である。そして、(イ)このように河道整備が計画通りに行われた場合には、過去に発生した洪水被害の際の降水量・流量であれば、予測としては被害が発生しないはずであると回答している。したがって、代替案そのものがなくとも、既に石木ダムによる治水の必要性は極めて低下していることは明白である。

B また、仮に起業者被告長崎県の考える1/100の治水安全度を確保するために一定の治水対策が必要としても、河道整備がなされる結果として、山道橋地点での流量が $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ を越えなければ洪水被害は発生しない。

C 石木ダム事業計画は1973年（昭和48年）に企画された昔の計画である上に、計画そのものを技術的観点から見直してきていないことから、石木ダム事業では莫大な量の水を貯水しなければ流量の調整ができない原始的な治水方法である。

しかし、起業者被告長崎県の説明する基本高水流量となる豪雨時の雨量分布資料（短時間の集中豪雨）を前提とした場合、山道橋地点での流量が $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ を超えるピーク時の時間は1時間にも満たない時間となる（甲C2・4頁④のグラフ参照）。このため、現実的な治水効果を得るために必要なのは、かかるピーク時の流量を僅かな時間調整できるような治水案で十分なのである。現在の技術水準からすれば、石木ダムのように広大な用地を収用して、莫大な治水容量をもった治水施設でなくとも十分に同じ治水目的を達成できるのである。

D さらに、検討されてきた代替案は、先述のように河道整備が行われ、また行われることを前提としておらず、かかる河道整備費用をも代替案の実現のために必要な費用であるかのような費用算定をしている（甲C4・56頁等）。

そうであれば、起業者らの想定するような極端な豪雨時（100年より大幅に長期間に1度発生するかもしれない豪雨）であっても、被告長崎県がこれまで検討してきた治水代替案よりもはるかに小規模かつ安価な対策で十分である。起業者被告長崎県がこれまでに検討してきた治水代替案（甲C4・48～62頁は、無駄に容量において石木ダムと全く同じ保水容量を確保するような遊水池案等であったり、既に整備が行われ、もしくはは

今後行う河道整備を行われていないことを前提としたりするものである。すなわち、現在実際に必要となる必要最小限の治水手段よりも大幅に巨額な費用がかかるような代替案のみとの比較を起業者らは行っているのである。

E したがって、治水効果が確保できる必要な限りにおいて経済的合理性がありかつ効率的に治水効果が発揮できる治水代替案の検討が必要であるところ、かかる適切な治水案の検討が一切なされていない。この点からも石木ダム事業が不適切かつ不合理なものであることを基礎づけている。

(5) 小括

以上述べたとおり、治水目的においても、石木ダム事業には①治水安全度が恣意的に設定されており、河川の連続性を無視した計画となっていること、②基本高水流量の設定が不合理である点、③石木ダムの建設をしなくとも河道整備のみで十分である点、④過去の洪水の原因の分析がなされていない点、⑤他の治水案の検討が不適切かつ不合理という問題がある。

すなわち、石木ダム事業はその必要性のない違法な事業であることは明らかである。

4 手続上の問題点

(1) はじめに

石木ダム事業手続は、石木ダム建設予定地である川棚町字川原郷、岩屋郷及び木場郷（以下「地元3部落」という。）住民の書面による同意を得ずしてなされたもので、1972年（昭和47年）7月29日、長崎県知事を乙とし地元3部落の各総代を甲とし東彼杵郡川棚町長が立会人となり、甲乙間で取り交わされた「石木川の河川開発調査に関する覚書」（以下、「本件覚書」という。）（甲D1）に違反し、さらに客観的に合理的な説明を求めてダム建設に反対を続ける地元住民である地権者の意思を無視しており、日本国憲法がよって立つ立憲民主主義

に反するものである。

以下、本件覚書作成の経緯等を述べ、立憲民主主義の観点から手続的問題点を検討する。

(2) 本件覚書作成の経緯（甲D2）

被告長崎県は、1962年（昭和37年）、川棚町と地元は無断でダム建設を目的として現地調査と測量を行ったが、地元住民は直ちに町に抗議し、町もこれを受けて県に抗議し、調査は中止された。

それから約10年後、被告長崎県は地元川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼し、説明会などを開いた。そして、被告長崎県は1972年（昭和47年）7月29日に地元住民代表との間で、「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（地元住民）と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との本件覚書を締結した。本件覚書が締結されて初めて、ダム建設予定地内十数カ所のボーリング調査、横坑調査、地震探査などが実施された。

この時、本件覚書の外にも、川棚町長と地元3部落の総代間での覚書（甲D3）も作成された。その川棚町長と地元3部落の総代間での覚書の第1条には、「石木川の河川調査に関して地元3部落と長崎県知事との間に取り交わされた覚書は、あくまで地元民の理解の上に作業が進められることを基調とするものであるから、若し被告長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は、川棚町竹村寅二郎（現町長）は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動を約束する。」とされている。

このような状況からすれば、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、被告長崎県が調査を進めるために、地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものといえることができる。その後、地元住民は「反対同盟」を結成し、石木ダム建設の計画に反対した。1982年（昭和57年）には、被告長崎県が機動隊を導入し、強制測量を実施するという事態が発生した。2009年（平成21年）、被告長崎県は、本件覚書に違反し、水没予定地に、いまだ十三世帯六十人

が残ることを決意して生活している事実を無視し、客観的に合理的な説明を求めてダム建設に反対を続ける地元住民である地権者の土地等を強制収用するため、国に対して土地収用法に基づく事業認定申請を行い、2013年（平成25年）9月6日付けで事業認定がなされたのである。

(3) 立憲民主主義の観点

ア 日本国憲法は、現代憲法の原則に則り、権力の濫用を抑制し、個人の尊厳（憲法13条）を権力の横暴から守ることを目的として、主権が国民に存することを宣言し（憲法前文第1項）、この憲法が民主主義の原理に基づくものであることを確認している。すなわち、日本国憲法がとる民主主義は、多数決で決定することに無限定の価値を認める絶対多数決民主主義ではなく、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）があることを認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）を十全に保障する観点から、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないという立憲民主主義なのである。

イ この多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）の存在を前提とする立憲民主主義の観点からすれば、憲法29条1項における財産権の保障に関しても、法律によれば自由に決定できるものではなく（同条2項）、私有財産を公共のために用ひる場合（同条3項）にも、すなわち私有財産を強制収用することを認める強制収用制度の手続きにおいても、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないのである。そして、私有財産を強制収用する場合、そこで問題とすべき権利ないし利益とは、収用される当該私有財産に止まらず、当該私人の生活から存在までを支えていた生活基盤ないし社会的ネットワークという権利ないし利益をも含むものでなければならない。文字通り、「人は、パンのみにて生きるものにあらず」なのである。

ウ そして、公共事業が必要とされる場合には、不利益を受ける住民には起業者から十分な資料に基づき客観的に合理的な説明を求めることができることが保障されなければならない。その様な手続きを経ない限り、自分の意に反する不利益を負わされてはならない。不利益を受けるべき住民は、起業者から、起業者の主観的に合理的な説明を受ければ足りるとはならないのである。これが、日本国憲法下においての民主主義の内容である。

エ 小括

石木ダム事業においては、地権者の書面による同意を得ず地権者の意向を無視して事業が進んできた。そして、地権者が十分な資料に基づき客観的に合理的な問題提議をしているにもかかわらず、起業者である被告長崎県は、議論を尽くさず強制収用をしようとしている。この様に、客観的に合理的な必要性も説明せず、強制的に個人の私有財産、生活の基盤を侵害することは、日本国憲法によって立つ立憲民主主義にも反する違憲な行為というしかないのである。

5 小括

以上詳しく述べてきたように、石木ダム事業においては、利水事業に関して、被告佐世保市の水需要予測において、生活用水についても、工場用水等についても結論ありきの根拠のない予測をしていること、他方、現在確保できている水量について敢えて低く算定していることが明白であり、利水事業の観点から、石木ダム事業が不要な事業であることは明らかである。

治水事業に関しても、石木ダム事業を成立させるためにあえて1/100の予測をし、しかも降雨強度の発生確率の検討を捨象して、最大降雨量の発生確率のみをもって算出することにより1/100よりもさらに低い確率でしか生じない雨量を前提としている。また川棚川下流域の洪水の原因が何であるかの調査をせず、また代替案の検討もまともにせず、遮二無二石木ダム事業を進めようとしている。

手続的にも、憲法29条3項に基づく土地収用法を適用するための最低条件であ

る地権者への情報提供、地権者との真摯な協議を誠実に行っていない。さらには、自らが作成した協定書も無視して、強行しようとしている。

その結果、何度も指摘するように、地権者らの人間として生きるための権利を踏みにじっている。

このような事業が日本国憲法下で許されるはずはない。

第7 石木ダム事業は、違憲・違法な事業である

1 はじめに

これまで述べてきたように、本件は、原告らの人格権等を侵害する事業であり、かつ、事業の必要性がないこと、仮に必要性があるとしても相当性がないこと、更には手続的にも問題がある。

かかる事業は、土地収用法に違反する違法な事業であり、取り消されるべきことは当然として、そもそも憲法に違反する無効な事業である。このような事業に基づき、原告らの人格権等を侵害することは許されない。

以下、次項2で、憲法違反の無効な事業であること、次々項3で、土地収用法に違反し、取り消されなくてはならない事業であること、を詳論する。

そして、以下のとおり違憲・違法な事業であることは明らかである。石木ダム事業の工事は中止されなければならない。

2 石木ダム事業はそもそも違憲である

(1) はじめに

石木ダム事業は、実は、憲法に明確に違反する事業であり、無効というべきものである。まずそのことを指摘する。

(2) 憲法29条3項について

ア 日本国憲法における基本的人権の保障について

(ア) 日本国憲法の三大原則とは、言うまでもなく、①国民主権、②基本的人権の尊重、③平和主義、である。

(イ) 基本的人権が尊重される以上、基本的人権とされるものは、原則として不可侵である。個人の財産権は、この基本的人権に含まれる。

また、基本的人権の保障形態(俗な表現をすれば「尊重のされ方」)にも、人権により軽重・濃淡があり、特に生命・身体の自由、あるいは「人間の尊厳」を補償する人格権等の保障は、最大にされるべきであることは、判例・学説ともに異論はなく、一般社会的でも認知されている。

(ウ) 他方、多数の国民が生活する現代社会においては、日本国憲法が保障する各基本的人権同士が衝突することが多々生じる。そこでその調整も必要となり、一般には、「公共の福祉による制約」が可能とされている。

ただし、基本的人権の尊重控こそが憲法の基本原則であることから、第一に、公共の福祉による制約は例外であり、従って一定の要件(法に明文化される場合もあるが、通常は、憲法の解釈に基づく)が必要であること、第二に、前記のとおり、人権の内容により、その制限ができることの要件が変わること、も判例・学説が認めるところである。

一般に、経済的自由権に比べ精神的自由権の制限は厳格でなければならない、とされているし、生命・身体の自由等に対する制限は、さらに厳格でなければならない。

(エ) また、国民主権を原則としていることから、基本的人権の制約は、主権者たる国民の代表者が作成した「法律」に基づかなければならない。

イ 憲法29条3項の趣旨

上記のような考えに基づき、憲法は、経済的自由権については、29条において、まず1項で保障し、2項で、例外的に、法律に基づき制限できることとし、3項で、更なる例外として、正当な補償のもと、公共のために(強制的に)用いることができる、としている。

このように、国民の財産権を強制的に取り上げる行為は、憲法の規定からしても例外中の例外である。

それ故、たとえ経済的自由権に対する制約は、精神的自由権に対する制約ほど厳格でなくてもよいとしても、国民の財産権を強制的に取り上げる行為は、やはり厳格な要件が必要とされる。

ウ 憲法29条3項に基づき、国民の財産権を強制的に取り上げることが許される要件

(ア) 形式的に土地収用法の要件を満たすだけでは足りないこと

憲法29条3項の規定に基づき、土地収用法が制定されている。

従って、強制収用が許されるのは、当然、形式的に、土地収用法の規定を満たしている必要がある。

しかし、これまで述べてきた憲法の趣旨、規定から見て、形式的に土地収用法の規定を満たすだけでは足りず、実体的にも憲法の趣旨が満たされる必要がある。

ここでいう「実体的にも憲法の趣旨が満たされる必要」とは、後述する意味での「公共性」と「必要性」が、実体的に備わっていなければならない、ということである。

(イ) 「公共性」について

A まず、「公共性」がなければならないことは、憲法29条3項の規定から明らかである。

B その「公共性」の中身が問題となるが、第一に、客観的に見て、多数の国民の利益になる事業でなければならない。これを満たさない限り、「公共性」など全くないことは言うまでもない。

C 次に、客観的に見て、その事業に投資した財産よりもはるかに大きな効果が得られる事業でなければならない。一般には「経済効果を総事業費で除した投資効率(費用対効果)が1以上であること」が要求される。

また、本件のように、地権者が反対している中、地権者の意思を踏みにじって事業を強行的する場合には、投資効率が1をはるかに超える必要

がある。

D 更に、当該事業により失われる価値が、当該事業により得られる価値（上記C）よりも、小さい必要がある。金銭評価できないか、できるとしても莫大な価値となる歴史的・文化的・自然的財産を破壊する事業は、本来許されない。

従って、生命・身体的自由あるいは人格権等を奪う事業は許されない。なぜならば、これらの権利は、金銭評価できるものではないし、そもそも侵害が許されないものだからである。

29条3項が、「正当な補償」を要求することから、事業により破壊され、奪われるものが、単なる財産権に留まるものでなくてはならず、金銭評価できない権利を侵害できないことは明らかであるが、それはすなわち、金銭評価できない権利を侵害する事業は、「公共性」の要件を欠いている、ということである。

E 以上の要件を満たしてはじめて、国民の私有財産を強制的に収用するための最低要件である「公共性」が存在する、ということになる。

(ウ) 「必要性」について

A では、前項に述べる「公共性」が満たされるならば、当該事業は無条件に推進され、国民の意思に反して私有財産を奪うことができるのであろうか。

そうではない。前項の公共性が満たされたとしても、それはその事業を行う正当性が憲法上(抽象的に)満たされたということの意味するだけである。多額の税金を使い、国民の意思に反して財産を奪う事業が許容されるためには、さらにこの事業が「必要不可欠」であることを満たさなくてはならない。

B ここでいう「必要不可欠」とは、要するに、「この時期に(今)、この場所に、この規模の、事業が必要不可欠」か、という観点である。

わかりやすくいうならば、前記の「公共性」が、国民の財産権を制限してまでも当該事業を実行する「正当な目的」があるかどうか、という観点であるのに対し、ここでいう「必要性」とは、その目的を達成するためには、国民の財産権を侵害するこの事業しかないのか、という「手段の正当性」の観点ということである。

C 「今」必要がない事業であるならば、国民の財産権を強制的に取り上げないで済む方法について、「時間」をかけてもっと検討すべきである。

「この場所」でなくてもできる事業であるならば、国民の財産権を強制的に取り上げないで済む「場所」についてもっと検討すべきである。

「この規模」でなくてもできる事業であるならば、国民の財産権を強制的に取り上げないで済む「規模」についてもっと検討すべきである。

D 確かに日本国憲法は、国民の財産を収用することを認めているが、先に述べたように、それは、憲法の規定上も趣旨からしても、例外中の例外であるから、慎重に行う必要がある。

エ 小括

このような「公共性」と「必要不可欠」を満たして初めて、憲法29条3項が認める強制収用の前提である「事業の正当性」が満たせる。

そういう事業に対してのみ、土地収用法の適用は憲法上許される。逆に言うならば、このような「公共性」と「必要不可欠」を満たしていない事業に、土地収用法を適用することは、憲法29条3項に違反する(いわゆる「適用違憲」)のである。

憲法違反の事業は、違法を乗り越えて、無効な事業である。

そして以下に述べるように、石木ダム事業は、まさしく憲法違反の事業である。

(3) 石木ダム事業が「公共性」と「必要不可欠」を満たしていない違憲・無効な事業であること

ア はじめに

前記「第4 石木ダム事業の問題点」で述べたように、石木ダム事業には多数の問題点がある。

その一つ一つが、土地収用法の規定に違反する違法事由に該当することは、次項3で詳しく述べるとおりであるが、違法による取り消しを待つまでもなく、石木ダム事業は違憲・無効な事業である。

イ 「公共性」の欠如

(ア) すでに詳細に指摘したことであるが、石木ダム事業には、土地収用法の適用が合憲となるための最低条件である「公共性」が欠如している。

(イ) そもそも、絶対不可欠である「多数の国民の利益」になる事業ではない。

被告佐世保市では、将来的に水需要が現在より高くなることはありえず、むしろどんどん減少していく。しかも、現時点で十分に供給できているのであるから、将来的に供給不足になることはありえない。つまり、「佐世保市民・企業が将来的に陥る水不足を解決する」必要など全くなく、多数の佐世保市民の利益にはならない。むしろ、高騰する事業費の負担を押し付けられるなど不利益な事業である。

治水についても同様で、そもそも、現在の治水対策を前提とするならば、これ以上の治水対策は、特別に必要ではない。もちろん、災害対策はないよりはあった方がよいが、多額の投資をしてまでしなくてはならないものではない。

(ウ) 治水については、投資効率が1を切っており、「治水対策を(しないよりも)した方がよい」といくら被告あるいは本件起業者らが力説したとしても、投資効率1を切るような事業に税金をつぎ込むことは、かえって国民に不利益を与えるものであり、この点でも「公共性」は存在しない。

(エ) しかも、石木ダム事業は、豊かな自然を破壊する事業であり、この価値に優越する価値は存在しないし、前記のとおり、石木ダム事業の効果を見

ても、豊かな自然を破壊してまで行うほどの意味はない。

- (オ) ましてや、第3で述べた当該地区に居住する者たちの権利を侵害するような石木ダム事業には、公共性は全くない。

ウ 「必要性」も欠如している

- (ア) 被告長崎県は、今後長期の干ばつによる水不足が、あるいは逆に大雨による大洪水が起きるかもしれず、その対策をするという意味で、原告らの権利を侵害してでもそれに優越する「公共性はある」と言い張るかもしれない。

- (イ) しかし、そのような災害に備えるためには、まさしく、「今、この場所に、この規模の」石木ダムなど建設する必要はない。

将来起こるかもしれない、逆に言えばずっと起こらないかもしれない災害への対策に、「緊急性」はない。

しかも、第5 2項で詳細に論じたように、現在の設備で、これまで起きたような水不足も生じなければ、大洪水も起きない。

したがって、そういう不測の災害への対策については、より自然環境や住民に対して影響が少なく、より費用が掛からず、より時間がかからない施策を検討すべきであるし、その検討は、時間的にも技術的にも十分に可能である。

- (ウ) 今、地権者の意思を無視して、多額の税金をつぎ込んで、遮二無二石木ダムの建設をしなければならないような「必要性」は全くないのである。

エ 小括

以上みてきたように、石木ダム事業は、多数の国民のために不可欠な事業ではなく、従って、憲法29条3項が適用されるものではない。

しかも、被告長崎県及び本件起業者らが奪おう、あるいは消滅させようとしている権利、財産、価値は、本来だれにも奪えない、少なくとも相当に優越する利益がない限り奪えないもの、である。

このように、国民にとって(ほとんど)何の利益にもならないにもかかわらず、国民の基本的な人権、しかも財産権よりもはるかに人間に重要な人権を侵害する事業について、それを強行すること、すなわち土地収用法を適用して強制収用することは、決して憲法29条3項が許容するものではない。

したがって、石木ダム事業は明らかに憲法に違反し、従って無効であると言わざるを得ない。

3 石木ダム事業は土地収用法に違反する違法な事業であり、取り消されるべきであること

(1) 利水事業に関して

ア 土地収用法20条3号に違反すること

(ア) 法20条3号の要件の具体的内容

法20条3号は、「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」を事業認定の要件とする。そして、同要件の具体的な内容としては、①「得られる公共の利益」と「失われる利益」を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるか、②社会的、技術的及び経済的な観点から代替案と比較した結果、合理的な計画となっているか、③技術基準に適合しているか、といった要素を検討するとされている。

以下、利水目的との関連で①②の点について検討する。

(イ) ①得られる公共の利益と失われる利益の比較衡量

利水目的に関し、被告佐世保市の将来の水需要予測は、結果ありきの数字合わせであり、その予測データには何ら客観性合理性が存しないことは、第4・2項で詳細に述べた。起業者らが石木ダム事業の必要性として述べる「将来の水需要が高まり」、「供給能力(水源)が不足するおそれ」、「新規水源の開発が急務であること」のいずれの説明も全くの誤りであったことは先述のとおりである。

そうだとすると、利水目的において、被告佐世保市の水道水は、現時点

においても、また将来にわたっても、現在の給水能力で十分足りているのであるから、石木ダム事業により「得られる公共の利益」は全く存在しない。

それに比して、石木ダム事業、すなわち石木ダムを建設することによって、原告らの私有財産権が侵害されるにとどまらず、原告らの生活の基盤の破壊、原告らの生業の喪失、長年に亘って日々重ねられ、営まれてきた故郷・土地とそこに密着した生活そのもの、人間関係等、原告らの人格権を構成するあらゆる人間の生存にとって不可欠な数々の利益を破壊するものである。

したがって、得られる公共の利益が失われる利益を優越すると認められないことは明らかである。

(ウ) ②社会的、技術的及び経済的な観点から代替案と比較した結果、合理的な計画となっているか

そもそも、起業者らが行った水需要予測は、石木ダム事業ありき、結果ありきの数字合わせであって、恣意的に過大な水需要を見積もられたものである。特に水源については、先述のとおり、現在存する水源によって十分に給水が確保されていることからすれば、現在存する水源の確保と維持こそが対策として求められ、それを推進することは、石木ダム事業遂行に比して、より社会的、技術的、経済的な観点において優れたものである。すなわち、石木ダム事業は代替案よりも劣り、何らの合理性も有していない。

(エ) 小括

以上のとおり、石木ダム事業は、法20条3号の要件を充足しないことは明らかである。

イ 土地収用法20条4号に違反すること

(ア) 法20条4号の要件の具体的内容

法20条4号は、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」を事業認定の要件とする。そして、同要件の具体的な内容としては、①事業を早期に完成させる必要があるか、②起業地の範囲は、公益性発揮のために必要な最小限の範囲であるか、③収用、使用の別が合理的であるか、といった要素を検討するとされている。

以下、利水目的との関連で①②の点について検討する。

(イ) 事業認定庁の判断の概要

石木ダム事業認定においても、事業認定庁は、法20条4号の要件への適合性を判断するにあたり、利水目的に関しては、「事業を早期に施行する必要性」について、「被告佐世保市では、安定して取水できる水源の給水能力が不足し、不安定取水に依存している状況に加え、更なる供給能力の不足が見込まれている将来の水需要への対応が必要となることから、(中略)、流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のためできるだけ早期に石木ダム事業を整備する必要があると認められる。」「既設ダムの多くは老朽化しており、また、ダムと一体化した付帯施設も老朽化が激しくなっているため、早急な更新が急務となっている。また、経年による土砂の堆積により有効貯水率が減少している。これら施設更新及び土砂浚は、ダムの水位を下げ実施する必要があるが、被告佐世保市は水源に余裕がないため、石木ダムが完成することによりこれらの施設更新等の実施に寄与することが認められる。」とする。

また、「起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性」については「石木ダム事業に係る起業地の範囲は、石木ダム事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて石木ダム事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。」としている。

(ウ) 利水目的に関する法20条4号の要件の不存在

しかし、事業認定庁の上記判断は、利水目的に関し、前提となる事実認定を完全に誤っており、石木ダム事業が、法20条4号の要件を充足しないことは明らかである。

A ①事業を早期に完成させる必要があるか

先述のとおり、起業者らがいう「水源が足りない」という事実は存在しない。起業者らが行った恣意的な水需要予測ではなく、佐世保地区の水需要の実績及び実態に鑑みれば、その需要を賄うだけの水源は十分に確保されている。石木ダム事業は、有害無益な事業であり、石木ダム事業を早期に完成させる必要性など全く存在しない。

B ②起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

石木ダム事業自体、そもそも完成させる必要性を欠くのであるから、石木ダム事業を強引に進め、起業地を水没させた結果、原告らの生活基盤を破壊し、原告らのあらゆる人格権を破壊することは、佐世保地区の水需要に応えるという公益性発揮のために必要な最小限の範囲とは到底いえない。

さらに、「起業者は収用、使用の別が合理的であるか」の要件についても、事業認定の検討は抽象的な検討にとどまり、原告らが奪われる生活利益や破壊されるあらゆる人格的利益を個別具体的に検討しないまま、安易に収用地の範囲を合理的と断じているのであって、根拠に乏しいものである。

以上より、利水目的において、石木ダム事業は、法20条4号の要件を充足しないことは明らかである。

(2) 治水事業に関して

ア 土地収用法20条3号に違反すること

(ア) 得られる公共の利益と失われる利益の比較衡量

A 起業者らの主張する公益性

先述のとおり、事業認定告示書（甲 A1・第 4 の第 3 項(1)）や事業認定申請書において、事業施行を必要とする公益的理由として、過去の洪水災害（昭和 23 年 9 月，昭和 31 年 8 月，昭和 42 年 7 月，平成 2 年 7 月の 4 回）があった事実とその際の被害状況を引用し、沿川地域住民は長期間にわたり危険な状態での生活が強いられているとして、石木ダム事業により川棚町の中心市街地を洪水から防御し、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるとして公益性があるような認定や説明をしている。

B 河道整備で十分であること

しかし、先述のとおり、過去の洪水災害があった際の降雨と同程度の降雨であれば、石木ダムの建設をしなくとも予定されている川棚川整備計画における堤防整備で十分に治水目的は達成しうる。したがって、本件ダム事業には、記録上存在するいかなる過去の降雨状況となったとしても、具体的に得られる公共の利益がないことは明白である。

C ダムを必要とする根拠の数値が不合理であること

また、過去に例のない規模の降雨に備えるとの目的があるとしても、石木ダム事業計画においては先述のとおり設定されている治水安全度及び基本高水流量のいずれも不合理なものである上、過去の洪水の分析すら適切になされていないのである。このため、起業者の設定するような降雨量・降雨パターンの豪雨に備えた治水対策をなす必要性は乏しい。

D ダム建設により洪水被害を防止できるとは限らない

石木ダムを建設したからといってかかる特殊な降雨量・降雨パターンとなった場合に洪水被害を防止もしくは軽減する効果があることについては何ら科学的に裏付けがあるものではない。このため、抽象的に将来発生するかもしれない(記録上存在しないような)特殊な豪雨に備える必要がある

と仮定しても、石木ダムによって治水対策をなす必要性も効果もないのである。したがって、抽象的にも本件においては現に石木ダムを建設することによって得られる公共の利益はない。

E 小括

よって、本事業において得られる公共の利益は一切存しない上に、失われる利益（人権侵害）は先述のとおり大きいことが明白であり、この点土地収用法 20 条 3 号の要件を欠く。

(イ) 社会的、技術的及び経済的な観点から代替案と比較した結果、合理的な計画となっていないこと

A 石木ダム事業の事業費に正確性を欠くこと

先述のとおり、被告長崎県が治水代替案の検討として考慮してきたは、①比較対象となる本件ダム事業の費用について形式的な事業費中の治水割合のみを計上しており、現実に必要となる費用を前提としていない。

B 代替案に過剰な費用計上があること

そして、②ダム案以外の全てに案において「ダム中止に伴って発生する費用」との名目で、実際に代替案の実行において必要とならない費用を 6 2 億円もの過剰な費用を上積みしている。

C 比較された代替案が過剰なものであること

また、③検討したとされる各代替案は、非効率かつ過剰に費用のかかるもののみであり、いずれも現に行われてきている河道整備の成果や今後の予定を一切無視した過剰な内容(河道掘削案など)となっている上、ピーク時の流量を調整するのではなくダムと同じ容量を確保しようとする無駄に過大なもの(遊水池など)として策定された代替案しか検討されていない。仮に、起業者の想定する異常な降雨状況となったとしても、実際には、洪水時にのみ貯水をなす容量の小さな遊水池を設けたり、川棚川の一部区間の堤防高を僅かにかさ上げしたりするだけで、十分に越流による洪水被害

であれば防止することができる。(なお、他の要因による洪水被害については石木ダム事業では防止しえない)。

D 小括

したがって、石木ダム事業は代替案について、これまでに極端に不合理な比較検討方法しかなされていない。実際には、より収用が必要な範囲が少なく、また大幅に少ない費用にて現実的に対応可能な治水代替案が存在するのであるから、社会的、技術的、経済的観点のいずれにおいても、石木ダム事業計画が合理的な計画でないことは明白であり、この点からも土地収用法 20 条 3 号の要件を欠く。

イ 土地収用法20条4号に違反すること

(ア) 法20条4号の要件の具体的内容

前記のとおり、法20条4号は、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」を事業認定の要件とする。そして、同要件の具体的な内容としては、①事業を早期に完成させる必要があるか、②起業地の範囲は、公益性発揮のために必要な最小限の範囲であるか、③収用、使用の別が合理的であるか、といった要素を検討するとされている。

以下、治水目的との関連で検討する。

(イ) 石木ダム建設の社会的必要性がないこと

先述のとおり、過去の洪水災害があった際の降雨と同程度の降雨であれば、石木ダムの建設をしなくとも予定されている川棚川整備計画における河道整備で十分に水害を防止することはできるのである。加えて、仮に起業者が主張する基本高水流量1,400立方メートル/秒が有り得たとしても、極めて小規模な堤防嵩上げ等の手段によって、水害を防止することは可能である。

すなわち、石木ダムがなくとも治水目的は十分に達成しうる。

したがって、石木ダムを完成させずとも、既に川棚川流域の住民の安全

は、河道整備さえ適切になされれば十分に確保できるのであるから、石木ダム事業を早期に完成させるべき理由は全く存しない状況である。

このため、社会的に見て現在において石木ダム建設事業を完成させる必要性はない。

(ウ) 起業地の範囲が最小限のものではない点

先述のとおり、現在までに検討された代替案は、いずれも不合理な比較検討しかなされておらず、現になされてきている河道整備の成果を無視したものであり、適切なものではない。

治水効果としては、仮に起業者の主張する100年に一度の降雨状況が発生することがあったとしても、川棚川の流量がピークとなる1時間分の流量を調整するか、堤防高を僅かにかさ上げすればよいだけである。

ところが、石木ダムは非効率な自然調節式ダム（ダム放流量を人が制御していく機械式水門を装備していないダムの洪水調節方式）であるため、ピーク時の流量を調整するピークカット方式による治水を行うことができず、洪水調節容量を195万立法メートルとする膨大な容量を計画しているのである。

石木ダム事業は技術的観点から最小限の範囲の土地等を収用する内容とはなっていないのである。

したがって、石木ダム事業は起業地の範囲が、公益性発揮のための必要な最小限の範囲となるような事業内容となっていない点からも、本事業計画は法20条4号の要件を具備していない。

(3) 手続に関して

ア はじめに

既に述べたとおり、石木ダム事業手続は、石木ダム建設予定地である川棚町字川原郷、岩屋郷及び木場郷の住民、すなわち地元3部落の住民の書面による同意を得ずしてなされたもので、本件覚書に違反しており、違法の瑕疵

を帯びる。

以下、詳述する。

イ 本件覚書の効力既に述べたとおり、日本国憲法は、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）があることを認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）を十全に保障する観点から、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないという立憲民主主義の立場に基づいている。

さらに、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、被告長崎県が石木ダム建設のための予備調査を進めるために、地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものである。とするならば、本件覚書は、当事者間の信義則として当事者の法律関係を法的に拘束する効力があると考えらるべきである。

ウ 小括

したがって、本件覚書に基づき、被告長崎県が石木ダム事業を実施する場合には、川原郷、岩屋郷及び木場郷の全員の地権者の書面による同意を得て行わなければならない、少なくともそのための十分な尽力をしなければならない。その様な同意及び努力を欠いている石木ダム事業は、合意当事者間の信義則に違反するものであることは明らかであり、法20条4号の「土地を収用する公益上の必要がある」に反し、違法である。

(4) 小括

以上述べてきたように、石木ダム事業は、利水・治水のいずれの目的の観点からも何ら合理性がなく、本事業は土地収用法20条3号及び同条4号の要件を欠くことは明らかであるし、手続的にも法20条4号に反するため、取り消されるべきで事業である。したがって、石木ダム事業の工事の続行は禁止されなければならない。

第8 総括

以上述べてきたように、石木ダム事業は、生命・身体の安全、人間の存在そのもの、あるいは人格権等を奪う事業である。

その反面、利水においても治水においても、客観的にその必要性は存在しないか、存在するとしても極めて低いものである。それ故、起業者らは、必要性に関してでたらめな予測を行っている。手続的にも、長崎県知事自らが作成した合意書に違反しているし、その合意書の趣旨、土地収用法の趣旨にも反した乱暴極まりない手法である。そして、その石木ダムの事業が強行されようとしているのである。

石木ダム事業の工事は、原告らの、生命・身体の安全、人間の存在そのもの、あるいは人格権等を侵害するものである。

以上より、石木ダム事業の工事の続行は禁止されなければならない。

証 拠 方 法

証拠説明書記載の通り

付 属 書 類

- | | |
|---------|---------|
| 1 訴状副本 | 2 通 |
| 2 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 訴訟委任状 | 6 0 8 通 |

以 上